

一関地区広域行政組合議会会議録

令和6年10月22日招集
第56回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	4
議事日程	6
開会及び開議宣言	8
会議録署名議員の指名（岩渕典仁君・千葉大作君）	9
会期の決定	9
一般質問	9
☆ 沼 倉 憲 二 君	9
1 一般廃棄物最終処分場建設候補地について	
(1) 生活環境影響調査の結果とその公表について伺う	
(2) 約13ヘクタールを5,250万円ほどで購入する議案が示されているが、地目別の単価とその根拠について伺う	
(3) 用地取得後の処分場完成までの日程について伺う	
(4) 裁判との関連をどのように考えているかを伺う	
2 介護サービスについて	
(1) 特別養護老人ホームの施設整備と待機者の状況を伺う	
(2) 訪問介護サービス事業者の経営状況を伺う	
(3) 介護職員の待遇改善の状況を伺う	
3 火葬場の施設整備について	
(1) 施設のメンテナンスの状況について伺う	
(2) 待合室のバリアフリー化の計画はないか伺う	
☆ 千 葉 栄 生 君	16
1 新処理施設、新リサイクル施設及び新最終処分場への対応について	
令和6年度施策の推進方針骨子で人口減少が進行する中、一人ひとりが安心して生活できる環境を整備することが重要であるとしている	
そこで以下の点について伺う	
(1) 建設候補地への住民理解を得て進めるとしているが、現時点で住民の理解は進んでいるのか、その取組状況と今後の対応について伺う	
(2) リサイクルや分別により資源化と減量化を推進するに当たり、施設の見直しが必要と考えるがいかがか	
2 一般廃棄物の減量化への取組について	
リサイクルや分別は、構成市町と連携して3Rに向けた意識啓発を図り、資源化と減量化を推進することから以下の点について伺う	
(1) 資源化と可燃ごみ減量化の現状と課題について伺う	
(2) 資源化と可燃ごみ減量化を推進する取組の状況について伺う	
☆ 岩 渕 典 仁 君	26
1 新最終処分場について	
(1) 施設整備の説明と情報発信は	
(2) 千厩地区まちづくり協議会役員会（8月27日）説明の概要は	

(3) 施設整備の進捗状況と今後の計画は	
(4) 「公金支出差止等請求事件」の経過と対応は	
☆ 齋藤 禎弘 君	39
1 介護保険事業について	
2000年4月から始まった介護保険制度は、2024年4月から第9期介護保険事業計画が開始された	
この間、保険料は引き上げられ、サービスなどは切下げが何度も行われ、利用者を苦しめている	
2024年4月には訪問介護の基本報酬が引き下げられたことに対し、不安と抗議の声が上がっている	
身体介護や生活援助などの訪問介護は要介護者の在宅での生活を支える上で欠かせない重要なものである	
(1) 介護認定者数と第1号被保険者数の推移について伺う	
(2) 特別養護老人ホームの入所待機者数の推移について伺う	
(3) 第8期介護保険事業計画における施設整備の状況について伺う	
(4) 第9期介護保険事業計画における施設整備の進捗状況を伺う	
(5) 訪問介護サービス事業者の介護報酬について伺う	
(6) 訪問介護の報酬削減による影響について伺う	
(7) 自費サービスを提供している事業者の状況について伺う	
(8) 高齢者施設におけるクラスターの発生状況について伺う	
(9) 高齢者施設の新型コロナウイルス感染症対策について伺う	
(10) 介護サービス事業者の採用者数と離職者数について伺う	
報告第1号 令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について	50
報告第2号 令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について	50
認定第1号 令和5年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	51
認定第2号 令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	51
議案第10号 一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案第11号 令和6年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）	67
議案第12号 令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）	67
議案第13号 財産の取得について	69
議員の派遣について	77

第 56 回 定 例 会 日 程 表

令和 6 年10月22日

日 次	月 日	曜 日	開議時間	会 議 別	議 事
1	10月22日	火	午前 10 時	本 会 議	会議録署名議員の指名 会期の決定 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告第 1 号	令和 5 年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について		議決不要
報告第 2 号	令和 5 年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について		議決不要
認定第 1 号	令和 5 年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	10月22日	認 定
認定第 2 号	令和 5 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	10月22日	認 定
議案第 10号	一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	10月22日	原案可決
議案第 11号	令和 6 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）	10月22日	原案可決
議案第 12号	令和 6 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	10月22日	原案可決
議案第 13号	財産の取得について	10月22日	原案可決

受理した議案

- 報告第1号 令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について
- 報告第2号 令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について
- 認定第1号 令和5年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第10号 一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 令和6年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第12号 令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第13号 財産の取得について

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		一般質問
日程第 4	報告第 1 号	令和 5 年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について
日程第 5	報告第 2 号	令和 5 年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について
日程第 6	認定第 1 号	令和 5 年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 2 号	令和 5 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	議案第 1 0 号	一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第 1 1 号	令和 6 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 1 2 号	令和 6 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 1 3 号	財産の取得について
日程第 1 2		議員の派遣について

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

令和 6 年10月22日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 令和 6 年 9 月11日
告示番号 第92号
招集日時 令和 6 年10月22日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1 番	千 葉 多嘉男 君	2 番	千 葉 栄 生 君	3 番	岩 渕 典 仁 君
4 番	齋 藤 禎 弘 君	5 番	菅 原 行 奈 君	6 番	猪 股 晃 君
7 番	千 葉 信 吉 君	8 番	那 須 勇 君	9 番	岩 渕 優 君
1 0 番	門 馬 功 君	1 1 番	佐々木 久 助 君	1 2 番	小野寺 道 雄 君
1 3 番	沼 倉 憲 二 君	1 4 番	佐 藤 敬一郎 君	1 5 番	千 葉 大 作 君
1 6 番	武 田 ユキ子 君	1 7 番	真 籠 光 幸 君	1 8 番	千 田 恭 平 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	三 浦 洋	議会事務局次長	細 川 了 子
議会事務局長補佐	栃 澤 嘉 幸		

説明のため出席した者

管理者	佐 藤 善 仁 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	石 川 隆 明 君	広域行政組合事務局長	佐 藤 正 幸 君
介護保険担当参事	山 形 雅 彦 君	環境衛生担当参事	菅 原 稔 君
広域行政組合事務局次長 兼 総 務 管 理 課 長	吉 田 健 君	広域行政組合事務局次長 兼 介 護 保 険 課 長	千 葉 信 子 君
広域行政組合事務局次長 兼一関清掃センター所長	菅 原 彰 君	一関西部地域包括支援 センター所長	小野寺 久 美 君
一関東部地域包括支援 センター所長	佐 藤 恵 美 君	大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	蜂 谷 敏 志 君
介護福祉主幹	菅 野 文 子 君	環境衛生主幹	伊 藤 正 幸 君
会計管理者	中 村 由美子 君	監査委員	及 川 弘 人 君
監査委員事務局長	及 川 和 美 君		

議事日程 別紙のとおり
会議に付した事件 議事日程に同じ

第56回広域行政組合議会定例会

令和6年10月22日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議長（千田恭平君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達しておりますので、令和6年9月11日一関地区広域行政組合告示第92号をもって招集の、第56回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、御報告を申し上げます。

管理者提案8件を受理しました。

次に、沼倉憲二君ほか3名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、岩渕優君ほか3名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、及川監査委員ほか1名から提出の監査報告書6件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

議長（千田恭平君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（千田恭平君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

議長（千田恭平君） 次に、人事紹介について、管理者から申出がありますので、この際、これを許します。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 4月1日付人事異動により異動した職員を紹介いたします。

介護保険担当参事、山形雅彦です。

（介護保険担当参事、挨拶）

環境衛生担当参事、菅原稔です。

（環境衛生担当参事、挨拶）

事務局次長兼総務管理課長、吉田健です。

（事務局次長兼総務管理課長、挨拶）

一関西部地域包括支援センター所長、小野寺久美です。

（一関西部地域包括支援センター所長、挨拶）

一関東部地域包括支援センター所長、佐藤恵美です。

（一関東部地域包括支援センター所長、挨拶）

介護福祉主幹、菅野文子です。

（介護福祉主幹、挨拶）

環境衛生主幹、伊藤正幸です。

（環境衛生主幹、挨拶）

以上で、職員の紹介を終わります。

議長（千田恭平君） 及川代表監査委員。

監査委員（及川弘人君） この機会に職員を紹介いたします。

監査委員事務局長の及川和美であります。

(監査委員事務局長、挨拶)

以上で、職員の紹介を終わります。

議 長(千田恭平君) 以上で、人事紹介を終わります。

議 長(千田恭平君) これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議 長(千田恭平君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

3 番 岩 渕 典 仁 君

15 番 千 葉 大 作 君

を指名します。

議 長(千田恭平君) 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(千田恭平君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議 長(千田恭平君) 日程第3、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭に願います。

質問議員は全て一問一答方式を選択しておりますので、回数の制限はありませんが、質問にあつては残時間に留意し、答弁時間を考慮して質問されるようお願いします。

また、答弁に当たりましては、答弁漏れのないように併せてお願いします。

沼倉憲二君の質問を許します。

沼倉憲二君の通告時間は40分で、一問一答方式です。

13番、沼倉憲二君。

13 番(沼倉憲二君) おはようございます。

質問順番1番、一般質問いたします沼倉憲二です。

私は今議会において、3つの項目について質問いたします。

まず最初に、一般廃棄物最終処分場建設候補地について質問いたします。

現在、この件につきましては、生活環境影響調査、いわゆる環境アセスメント調査が実施されておりますが、その結果とその公表についてどのようになっているか伺います。

昨年の9月に、調査についての住民説明会が開催され、調査期間や調査箇所など様々な意見が述べられておりましたが、どのように反映されているのか、その内容について伺います。

次に、最終処分場用地として約13ヘクタールの用地を5,250万円ほどで取得するという議案が今議会に提案されておりますが、それぞれの地目別の単価とその根拠について伺います。

3つ目は、用地取得議決後の処分場完成までの事業内容と今後のスケジュールについて伺います。

4つ目は、現在、最終処分場を千厩字北ノ沢地内に整備する前提の経費の支出差止めについて、公金支出差止等請求事件として住民訴訟の裁判が提起されており、今まで2回の口頭弁論が行われ、11月27日には3回目が予定されておりますが、まさに今、係争している中でこの用地を取得す

ることに問題があるのではないかと考えます。裁判との関連をどのように考えているか伺います。

質問の2点目は、介護サービスについて伺います。

最初に、特別養護老人ホームの施設整備と入所待機者の状況について伺います。

特にも、早急に入所を希望している待機者の状況について、昨年は91名の方が早急に入所を要望して待機しているという答弁がありましたけれども、現在のその状況について伺います。

次に、管内の訪問介護サービス事業者の経営状況について伺います。

介護報酬の引下げによって、倒産等により事業の継続ができないケースが全国的に問題であると報道されておりますが、管内の様々な法人の経営状況について伺います。

また、管内の介護現場で働く介護職員の待遇改善の状況について伺います。

国では介護人材が処遇面で他の産業と比べて低い現状を改善し、その確保を図るため、ここ数年、各種の処遇改善加算により報酬の引上げを図っており、今年度は2.5%引き下げとなっておりますが、果たしてそのような改善が確実に実施されているのか、管内の介護現場の状況について伺います。

質問の3点目は、火葬場の施設整備について伺います。

一関市内には釣山斎苑と千厩斎苑の2か所に火葬場がありますが、竣工以来29年、あるいは32年を経過しておりますが、施設のメンテナンスの状況について伺います。

火葬場は、市内のみならず市外から訪れる方も多く、その維持管理の状況は対外的な面からも重要と考えるものです。特にも、現在の千厩斎苑は、敷地の面からも、施設の面からも、市外から訪れる方から好印象を持たれる機会が多く、以前の火葬場の状況を知る者として、現在の施設整備に取り組まれた当時の組合当局と議会の先見性に敬意を表する次第であります。

そのような中で、現在の火葬場の控室のバリアフリー化の計画はないか伺います。

火葬場を訪れる関係者の方々も高齢者が増えていることから、和室ではなく洋式にする時期ではないかと考え、質問いたします。

以上、3つの項目について壇上から質問いたします。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 沼倉憲二議員の質問にお答えいたします。

まず、一般廃棄物最終処分場建設用地の取得と住民訴訟の関連についてのお尋ねから申し上げます。

住民訴訟について、原告である住民団体の請求内容は、一般廃棄物最終処分場、以下は新最終処分場と申し上げます。この整備の計画に違法性があるとして、令和3年度から令和5年度までの間に支出した新最終処分場整備に係る経費を、管理者である私個人に対して組合に支払うよう請求すること、及び令和5年度に締結した新最終処分場整備に係る契約に伴う支出についても違法であるとし、新最終処分場に係る生活環境影響調査の公金の支出の差止めを求めているものであります。

この請求内容について、新最終処分場建設用地の取得費など本年度予算に計上している事業の執行に係る公金支出の差止めは含まれておらず、また、裁判所から公金支出の差止めを命じられているものでもないことから、当該用地取得を含め新最終処分場整備事業を進めることに問題はないと捉えております。

次に、訪問介護サービス事業者の経営状況についてお答えをいたします。

訪問介護サービス事業者の経営状況の確認や指導の権限は、指定を行っている岩手県にあるため、当組合では把握はしてございません。

訪問介護職員の処遇改善の状況については、訪問介護事業所の指定を行っている岩手県が実施する運営指導において、賃金台帳などの確認により、介護報酬の処遇改善加算が介護職員の賃金改善に適正に当てられているか確認しているところであります。

次に、介護職員の待遇改善の状況の確認についてであります。

国は、介護職員の待遇改善のため介護報酬への加算措置として、介護職員のみ配分を行う処遇改善加算、経験や技能のある介護職員に重点化した特定処遇改善加算、また、柔軟な配分が可能な介護職員等ベースアップ等支援加算を実施しております。

介護報酬への加算措置の実施状況の確認については、介護サービス事業所の指定を行う岩手県や当組合が、それぞれ指定した介護サービス事業所に対し、運営指導の中で賃金台帳などを確認することにより介護職員の待遇改善状況の確認を行っており、管内で不正などの事案は発生していないとのことであります。

次に、火葬場の待合室のバリアフリー化の計画についてのお尋ねであります。これまでも手すりの設置や椅子の増設など部分的な改善には努めてまいりましたが、待合室の段差をなくすといったバリアフリー化については、大規模な改修工事が必要となるものであり、具体的な整備計画は現時点では策定していないところではありますが、今後計画的に進めていく必要があると考えております。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長が答弁をいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 新最終処分場の生活環境影響調査についてであります。生活環境影響調査は、建設候補地周辺の現在の生活環境を調査する現況調査とその調査結果を踏まえて施設が稼働した際の影響を予測する予測評価を行うもので、現況調査については令和6年11月頃までに完了する見込みであり、その後予測評価を行う予定としております。

現況調査と予測評価の結果につきましては、生活環境影響調査書として本年12月末までにまとめる予定としており、令和7年1月には一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例、この条例の規定に基づき縦覧に供し、生活環境の保全上の見地からの意見を求めるほか、新最終処分場に対する理解を深めていただくため住民説明会を行う予定としております。

令和5年9月25日に開催した住民説明会では、新最終処分場の整備に当たり、建設候補地周辺の生活環境に支障がないことを確認するため、生活環境影響調査を実施することについて説明をしたところであります。

住民説明会では、調査地点や調査の期間などについての御意見をいただいたところであり、専門家の意見も踏まえて調査内容の見直しを行ったところであります。

具体的な見直し内容については、大気質に関する調査については、粉じんの調査期間を冬期、この1か月から季節ごとにそれぞれ1か月へ、気象観測を冬期の1か月から1年間の通年へ変更するとともに、騒音、振動に関する調査については調査期間を1日から3日間へ変更し、調査地点を候補地の最寄りの住宅3地点に加え千厩高等学校及び木六地区の2地点を追加し、計5地点で調査を行うことといたしました。

また、道路交通に関する調査については、調査期間を1日間から3日間へ変更したところであ

ります。

次に、新最終処分場建設用地の取得単価につきましては、本議会に提案しております財産取得議案の内容に係るものでございますが、一般質問として通告がありましたので、ここで答弁をさせていただきます。

取得単価につきましては、民地につきましては令和５年度に行った不動産鑑定評価の結果を基に当組合で算定した単価であり、一関市の所有地は法定外公共物の払下げとして一関市から提示された単価としております。

当組合が算定し地権者と合意した単価については、地目が田の土地につきましては１平方メートル当たり８９０円、地目が山林、原野及び公衆道路の土地につきましては１平方メートル当たり２９０円としたところであり、一関市から提示された払下げの価格については、地目が公衆用道路の土地が１平方メートル当たり２４０円、地目が用悪水路の土地が１平方メートル当たり７０円だったところであります。

次に、本議会に提案しております財産取得議案の議決をいただいた後の新最終処分場整備に係るスケジュールについてであります。令和６年度の予定は先ほど申し上げましたとおり、生活環境影響調査については、建設候補地周辺の現在の生活環境を調査する現況調査を本年１１月頃まで実施し、現況調査の結果に基づき施設が稼働した際の影響を予測する予測評価を行い、本年１２月末までに生活環境影響調査書としてまとめる予定としております。

生活環境影響調査書につきましては、令和７年１月には一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の規定に基づき縦覧に供し、生活環境の保全上の見地からの意見を求めるほか、新最終処分場に対する理解を深めていただくために住民説明会を行うこととしております。

新最終処分場建設工事につきましては、本年度予算において実施設計を委託しており、実施設計の完了後に造成工事を行う範囲の立木伐採に係る業務を進める予定としております。

令和７年度には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の設置届を岩手県に提出し、設置届が受理された後に新最終処分場の建設工事を行う予定としております。

なお、新最終処分場の稼働時期につきましては令和９年度末を予定しているところでございますが、工期について今後さらに精査していくこととしております。

続きまして、特別養護老人ホームの施設整備と入所待機者の状況についてであります。第８期介護保険事業計画期間である令和３年度から令和５年度までに施設を整備した特別養護老人ホームは、施設の建て替えを行い、ベッド数、いわゆる床数をこれまでの５０床から７０床へ２０床増床した施設が１施設、床数の増減はないが施設の一部建て替えを行った施設が１施設の計２施設であり、いずれも令和４年度に整備をしたものであります。

令和５年度末における管内の特別養護老人ホームの数は２６施設であり、定員が１,１９３人となっております。

入所待機者の人数については、当組合では岩手県が毎年４月１日を基準日として実施している特別養護老人ホーム入所待機者実態調査で把握しているところであり、入所待機者の具体的要件は、当組合の被保険者で要介護３以上の認定を受けており、特別養護老人ホームに入所申込書を提出している方で、基準日時点で入所できていない方となっております。

管内における入所待機者数は、令和３年度が３９１人、令和４年度が４２７人、令和５年度が２８１人となっており、このうち在宅で早期に入所が必要とされる方は、令和３年度が１０１人、令和４年

度が121人、令和5年度が91人となっております。

在宅で早期に入所が必要とされる方の待機者数の推移は、令和4年度の121人から令和5年度は91人となり、30人減少しております。

入所待機者は施設の整備により一時的には減少するものの、特別養護老人ホームの入所要件を満たす要介護3以上の高齢者が増加すれば新たな入所待機者が生じることとなり、施設整備だけで入所待機者を解消することは困難であると認識しております。

特別養護老人ホームの入所待機者を解消するためには、施設整備と併せて要介護者の増加を抑制する取組を進めることが重要であると考えており、具体的には当組合が構成市町に委託して実施する介護予防・日常生活支援総合事業を充実させるほか、健康づくり教室などの通いの場において実施するフレイル対策や疾病予防の取組をより一層推進するなど、構成市町と連携して健康寿命の延伸の取組を進めていく必要があると捉えているところであります。

次に、火葬場における施設のメンテナンスについてであります。釣山斎苑及び千厩斎苑とも火葬炉設備以外の設備で申し上げますが、法令などに基づく点検、また、施設管理を委託している指定管理者による日常点検や定期点検を実施し、不具合の兆候が見られる場合には速やかに修繕などを行い、火葬場を安定して利用できるよう維持管理を行っているところであります。

修繕などの具体的な内容について申し上げますと、令和4年度は、釣山斎苑では屋上明かり取りの防水工事や冷温水発生機の部品交換など、千厩斎苑では炉室職員用出入口シャッターの修理などを行っており、令和5年度は釣山斎苑ではトイレ修繕など、千厩斎苑では監視カメラ交換などを実施したところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） それでは、順次再質問いたします。

まず、新最終処分場の関係で質問いたしますけれども、ただいま答弁の中では現況調査、予測調査、そういう2つの調査があるという答弁でございましたけれども、この予測調査の中に、今、温暖化の影響で各地に大変な線状降水帯、大変な雨が集中的に降った場合の予測調査というものもこの調査に含まれるものかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 生活環境影響調査につきましては、議員が申し上げられました集中豪雨とか線状降水帯、そのような部分についての災害に対しての予測というものは含んでございません。通常の気象状況の中で予測するというものであります。ただ、そういう災害、豪雨とか、そういうものについては、この生活環境影響調査ではなくて実施設計の中で、施設の機能として、どの程度の雨量まで対応できる施設になっているとか、そういうところを設計の中で詰めてまいりますので、その内容についても住民説明会の中で説明をさせていただきたいと考えております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 今心配なのは、想定外の地域で集中的に雨が降るというケースは各地で見られて、大変な被害が生じているわけです。答弁ですと今回の調査の中には含まれないということは了解いたしましたけれども、まず実施設計の中でしっかりと、しかも、この北ノ沢地内は御存じのように、真砂土というか、砂混じりが多いということで大変な雨の影響を受けやすいというような土質でございますから、ひとつ実施設計に当たっては、そういう従来なかった集中豪雨についてもしっかりと対応していただきたいと思いますと思っております。

次に、今回、13ヘクタール、約5,250万円で取得するというところで、いずれも不動産鑑定士の

鑑定結果を踏まえて単価を設定したという内容です。取得の用地の中身を見ますと、かなりの部分が山林であったり、田であったり、それから一部公衆用道路とか原野もあるというような中身ですけれども、これらの用地を整備するに当たっては、田なり山なりが、今言ったような雨水を吸収するという機能についても、取得する用地について対策があるのかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 敷地を造成する際に留意する点かというように思いますが、現在、その敷地の造成設計ということで作業を進めているところでございます。その際、様々な法令、このような最終処分場を整備する際の規制なり基準というものがございまして、それらに基づいて設計を組んでいくということになりますので、そういう災害等についても考慮されたものになっていくものというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 今回の用地取得の図面を見ますと、山の斜面を削って施設を整備するというような、そういう計画ではないかと思って今質問したわけです。

それから、4点目に質問しましたこの住民訴訟、あるいは裁判との関連で、今管理者からは直接現在の住民訴訟については具体的な用地の取得等の支出に関わらないので関連がないというような答弁でしたけれども、そもそも、用地の取得、あるいは整備に向けて公金を支出してきたという事実は変わりはないと思いますけれども、裁判の結果を見ないうちに見切り発車で用地を取得するというところに問題がないと捉えているのかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 今の御質問は、裁判の結果が出てから新最終処分場の建設用地を取得すべきではないかといったお尋ねかと存じます。

この住民訴訟の結果、これが確定する時期、これ自体未定でございます。私どもについてはそのところは分かりません。裁判が長期にわたることも十分考えられますし、その間、新最終処分場の整備を止めた場合には、新最終処分場の整備の遅れなどによって、新最終処分場が稼働する前に既存の、現在の最終処分場の埋立て容量が逼迫をし、埋立て処分ができなくなるといったことが想定されます。住民生活に多大な影響が生じる可能性もありますことから、裁判の結果を待って新最終処分場の整備を進めることには大きなリスクが伴うものと、このように承知をしてございまして、計画どおり事業を進めることが必要と認識をしているところであります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） その施設整備の関連でこのような対応を取るのだというような答弁でございます。いずれ、裁判官の心証からいうと、まさに今係争中のものを裁判所の判決が出る前に見切り発車で進めるというような捉え方は、非常に裁判官に悪い印象を与えるのではないかと危惧しておりますけれども、そういう視点はないのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 裁判官の心証ということで御質問がございましたが、我々とすれば今管理者が申し上げましたように、施設整備を止めるということのリスクというものを考え合わせた場合に、やはりこれについては計画どおり進めていくべきだというような判断をさせていただいているところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 確かに係争中の裁判ですから、いつ結審するか、判決が出るか分からないと

いう不明さはあると思いますけれども、問題の根本は、そもそも北ノ沢地内が適地かどうかということが一番の基本だと思います。そういう点では、裁判の行方、あるいは今後の公判の状況を、口頭弁論等も今後予定されておりますので、その内容についても確認しながら、今後の推移を見ていきたいと思っております。

次に、2点目の介護サービスに関連して再質問をいたします。

先ほど、県の調査によると、早急に入所が必要な方が令和5年度で91名というような状況です。多くの人が家庭とか、あるいは施設で、今か今かと早急に入所したいと思っている方がいらっしゃると思いますけれども、なかなか施設整備が急激に進むわけではありませんので、その辺は待機している御本人や家庭にしっかりと状況を説明する必要があると思います。

それで、先ほど管理者から介護サービス事業所の経営状況について答弁がありました。これは全国的に大きな問題でありまして、いざ倒産等によって事業ができなくなりますと利用者が大変な状況に陥るということで大きく報道されるケースもあるわけです。これは、経営状況については組合の調査の範疇ではないということで、県が調べるものだとということでありますけれども、やはり組合もしっかりとした関心を持って経営状況を県から聞くなりして、急に管内の事業所が倒産して慌てないように、県から情報を仕入れて、経営状況の確認をする必要があるかと思えますけれども、そのような対応は行っているかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 施設サービスが受けられなくなった場合に、やはり一番住民の方が不利益を被るというのはそのとおりだと考えてございます。そのようなことから、当組合でも、運営指導等施設の状況については把握をしておりますし、県は県で実施してございます。何か不具合な点があれば、当然、双方情報共有をしながら、足並みをそろえて対応できる部分というものがあれば考えていく必要があるというように思っておりますし、情報共有というのは随時行っているという状況でございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） そうしますと、先ほどの答弁は、県から情報を確認して、管内の事業所には経営状況の問題はないという捉え方をしているのかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） こちらから積極的に確認しているということではございませんが、県からそのような情報がないということでありますので、現時点で早急に対応すべき事案が生じているというような認識はございません。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） この福祉関係、あるいは介護関係をめぐっての一つの大きな心配事の要因は、一つは市の一般会計で様々な介護に関連する人材の養成とか様々な施設整備とかやっていますし、実際それを担っているのは広域行政組合であるということで、なかなかこの辺の質問をしても、それは組合の分だとか、あるいは市の分だというようなことで、とにかくその隙間というか、連携が悪いケースもあります。加えて、大規模な福祉施設は県の管理だということでよく答弁があるのでありますけれども、やはり結果として、住民が利用している施設ですから、その辺の連携はしっかりしていないと、今答弁があったみたいに、最終的に不測の事態が生じた場合は住民が困ることですので、その辺の連携はしっかりと一つの大きな業務として取り組む必要があるかと思えますので、よろしくお伺いしたいと思います。

最後に、火葬場の施設整備について伺います。

先ほど壇上で質問しましたように、40年前に私どもの先輩の組合の当局と組合議員が、特に千厩斎苑は当時から見ると少し大きすぎるといふか、立派すぎるのではないかというような非難も一部あったのですけれども、その時点であるような施設整備をやったというのは大変先見性があるということは、先ほど壇上で申し上げたとおりでございます。私どもも、そういう先を見越した対応を、この組合の今後の運営についても考えていく必要があるかと思ひます。

それで、管理者から具体的な整備ではなくて、今後バリアフリー化の計画については計画的に進めていきたいといふような答弁があつたかと思ひますけれども、これは私どももいろいろな地域の火葬場に出向く機会が結構あるわけですが、かなりの地域で、車椅子等が全くバリアなしで利用できるという施設が大分増えてきている。したがって、事業費が多額にかかるという答弁でございましたけれども、もはやそういう現状の障がい者の状況とか、あるいは高齢者の状況を見て、早急に検討して具体的な整備計画を示す時期ではないかと思ひますので、重ねてその取組の考え方についてお伺ひします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 火葬場のバリアフリー化の計画ということではありますが、この施設のバリアフリー化だけではなくて、議員がおっしゃるように施設の老朽化というものが進んでございますので、老朽化に伴う改修と併せてバリアフリー化というものを検討してまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） この質問するに当たって、ヒアリングの際に、実際現実的な計画は持っていないのだといふような説明があつたのですけれども、すぐやらなくても、もしやるとしたらこのぐらいかかるといった内々の資料を固めて、具体的な検討に入る時期ではないかと思ひますので、重ねてその辺の取組を要望と申しますか、具体的に進めることを要望しまして質問を終わりたいと思ひます。大変ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質問を終わります。

次に、千葉栄生君の質問を許します。

千葉栄生君の通告時間は50分で、一問一答方式です。

2 番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） 質問順番 2 番、千葉栄生でございます。

通告に沿って大きく 2 件について一般質問を行います。

令和 6 年度施策の推進方針において、人口減少が進行する中、一人ひとりが安心して生活できる環境を整備することが重要であるとしています。そこで、施策の推進における衛生業務について伺ひます。

まず 1 件目は、新処理施設、新リサイクル施設及び新最終処分場への対応について 2 点伺ひます。

1 点目は、当組合が計画している各施設整備に伴い、住民理解を得て進めるとしていますが、特にも新最終処分場候補地では計画に反対する 5,000 人の署名や、子ども達の未来と環境を守る会による公金支出は不当とした住民監査請求、住民訴訟が起きていることから、私は住民理解が進んでいないと感じています。

そこで、令和 6 年度におけるそれぞれの施設において、現在の住民理解への取組状況と今後の

対応について伺います。

2点目は、リサイクルや分別による資源化と、一般廃棄物の減量化を推進することにより、新処理施設や新最終処分場の施設の在り方として規模や処理方式を見直す必要があると考えますが、組合の見解をお伺いいたします。

大きな質問2件目は、リサイクルや分別は構成市町と連携して3Rに向けた意識啓発を図り、資源化と減量化を推進していることから、一般廃棄物の減量化への取組について2点伺います。

1点目は、ごみの資源化と可燃ごみの減量化が進んでいないと考えられることから、令和4年度と令和5年度の排出量の対比結果を伺います。

また、現状から課題と捉えている点について伺います。

2点目は、組合として資源化と減量化を推進するために、コンテナ等回収実証事業を本年10月から実施していると伺いましたが、事業の開始までの経過、回収場所、実施集積所などの選定方法について伺います。

また、資源化と減量化の推進は住民と一体となって取り組む必要があると考えることから、住民向けの勉強会など推進に向けた取組状況についても伺います。

未来を見据えたごみ問題解決のために、組合と住民が力を合わせて自主的なごみ行政を確立することが大切だと確信しています。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（千田恭平君） 千葉栄生君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 千葉栄生議員の質問にお答えいたします。

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、以下は新処理施設と申し上げます、などへの住民理解を促進するための取組はとのお尋ねについて申し上げます。

初めに、新処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設、こちらは以下、新リサイクル施設と申し上げます、この関係からお答えをいたしたいと思えます。

建設予定地周辺の弥栄6区から8区までの住民の方々などで組織する一般廃棄物処理施設整備計画対策協議会、こちらは以下、地元組織と申し上げます、この地元組織との意見交換を行ってきたところでございます。

まず、本年5月18日の意見交換会では、施設整備のスケジュールや施設への進入路の道路計画などについて、また、本年7月20日の意見交換会では施設整備の全体計画の確認について、また、本年9月7日の地元組織の運営委員会においては交差点改良の計画について、それぞれ意見交換をしており、交差点改良など一関市が実施主体となる事業もあることから、一関市とも連携を図りながら取組を進めているところであります。

今後も地元組織や周辺住民との話し合いを行い、共通理解の下、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、一般廃棄物最終処分場、こちらは以下、新最終処分場と申し上げます、この関係についてお答えをいたします。

整備に当たり、建設候補地周辺の生活環境に支障がないことを確認するため、生活環境影響調査を実施していることから、その結果について説明を行うこととしてございます。

調査の結果につきましては、生活環境影響調査書として本年12月末までにまとめる予定として

おり、令和7年1月には一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の規定に基づきまして、縦覧に供し、また、生活環境の保全上の見地からの意見を求めるほか、新最終処分場に対する理解を深めていただくため、住民説明会を行う予定としてございます。

なお、新最終処分場の敷地内に整備をする計画であります緩衝緑地帯について、千厩地区の地域協働体である千厩地区まちづくり協議会、こちらは以下、まちづくり協議会と申し上げます。この協議会と意見交換を行っているところであります。

本年3月25日のまちづくり協議会役員会に当組合の職員が出席し、意見交換を行わせていただきました。その際、今後意見交換を行うに当たり、緩衝緑地帯としての条件や活用のイメージが必要との意見がありましたことから、本年8月27日のまちづくり協議会役員会において行った意見交換では、当組合から参考資料として緑地公園的な活用であるとかビオトープとしての活用、また、簡易なスポーツやイベントを想定した広場などのイメージ図を提示し、意見交換を行ったところであります。

今後もまちづくり協議会との意見交換の場を設けてまいりたいと考えております。

また、生活環境影響調査の調査結果については、住民説明会を終えますと施設整備の内容や計画に関する説明については一区切りとなることから、今後は緩衝緑地帯の活用を含め施設整備の建設や稼働に向けて建設候補地周辺住民との話合いの場を設けていきたいと考えております。

このような取組を積み上げていくことが住民理解につながっていくものと考えており、今後も多くの方の理解を得られるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、ごみの資源化と可燃ごみの減量化を推進する取組についてのお尋ねについて申し上げます。

ごみを資源として利用するためには、ごみの排出段階で資源ごみとして正しく分別されることが重要であります。

当組合では、従来からごみの分け方・出し方テキストやごみ分別のアプリなどによって、分別についての周知及び啓発を行っております。また、ごみの減量化のためには、住民のそれぞれがごみ処理の現状や自分に何ができるかなどについての理解を深めていただくことが必要と考えていることから、清掃センターの施設見学、リサイクル工作教室や再生品の販売などの環境学習に取り組んでおります。

令和6年度は、小型家電に使われている金属の再資源化などを図るため、使用済み小型家電回収の対象品目を拡充し、新たにカセットコンロやホットプレート、電子レンジ、トースターを追加いたしました。

また、本年度の新たな取組として、当組合で集積所などにコンテナなどを設置し、指定ごみ袋を使用せずに資源ごみを排出することができるコンテナ等回収実証事業を本年10月から12月までの3か月間、実施することとしております。

事業の実施に当たり、構成市町の広報紙や組合のホームページによる集積所の公募のほか、一関市公衆衛生組合連合会や平泉町区長会への事業内容の説明と、この実証事業に協力いただける集積所などの推薦をお願いしているところであります。

その結果、当組合の公募に応募があった集積所が3か所、一関市公衆衛生組合連合会から推薦があった集積所が5か所、平泉町区長会から推薦があった集積所が1か所の計9か所の応募や推薦がありまして、その全ての集積所で実証事業を実施しているところであります。

また、一関市役所本庁舎の正面玄関の西脇及び藤沢支所の駐車場入口の北側の公共施設内にコンテナなどを設置し、実証事業を実施してございます。

また、管内の住民を対象としたごみ分別に関する勉強会につきましては、本年度から実施しており、本年9月末時点で10回開催をいたしましたほか、10月以降も開催を予定しているところであり、ごみ減量化への意識醸成を図っていくこととしております。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては事務局長が答弁をいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 新たに整備する施設の規模などの見直しについてのお尋ねでございますが、施設規模の見直しにつきましては、令和6年3月に改定した一般廃棄物処理基本計画において、ごみの排出量予測の見直しを行ったことから、それに併せて施設規模を見直したところであり

ます。

見直した内容については、新処理施設の処理能力は日量106トンと104トンとし、2トンの減、新リサイクル施設の処理能力は日量15.3トンと17.1トンとし、1.8トンの増としたものです。なお、新最終処分場については、埋立て容量の変更はしないこととしたところであります。

新処理施設の処理方式については、国内で導入実績がある処理方式を対象として、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本方針の項目ごとに利点と課題を整理し、項目ごとに優れると評価した方式を抽出し総合的に評価した結果、焼却方式が優れた処理方式であると評価したところであり

ます。

新最終処分場については、施設の形式として埋立地に屋根がない屋外開放型のオープン型と埋立地に屋根がある屋内閉鎖型のクローズ型の2つの形式について、一般廃棄物最終処分場施設整備基本方針の項目ごとに利点と課題を整理し、項目ごとに優れると評価した方式を抽出し総合的に評価した結果、オープン型が優れた施設形式と評価したところであり

ます。

これらの処理方式や施設の形式については、検討段階から住民説明会において案を説明し意見をいただきながら進めてきたものであり、最終的には令和4年3月に策定したエネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画と一般廃棄物最終処分場整備基本計画において、処理方式や施設の形式を定めたところであり、現時点で見直しを行う必要はないと考えております。

次に、ごみの資源化と可燃ごみの減量化の現状と課題についてであります。当組合管内全体のごみの排出量については、令和4年度と令和5年度を比較しますと、令和4年度が3万3,855トン、令和5年度が3万2,784トンで、1,071トン減少しております。

種別ごとには、可燃ごみが793トン、資源ごみが135トン、1人当たりの年間排出量では、可燃ごみが2.26キログラム、資源ごみが0.73キログラムと、それぞれ令和5年度は令和4年度に比べて減少しているという状況であります。

課題については、令和6年3月に改定した一般廃棄物処理基本計画では、平成30年度から令和4年度までのごみの排出量は、人口減少などの影響により減少傾向にあるが、1人当たりの年間排出量には大きな変化がなく、ごみの排出量全体に占める可燃ごみと資源ごみの構成割合にも大きな変化が見られないことから、資源として利用できる資源ごみが可燃ごみとして排出され、ごみの分別が十分に行われているとはいえない状況であるというように捉えております。

このことから、家庭などでごみを分別する段階で資源として利用できるものは資源ごみへ分別するなど、住民一人一人の意識を高めていただくための取組が一層必要と捉えており、これまで実施している取組を継続していくとともに、ごみ分別についての清掃センターの施設見学など環

境学習の内容や、住民への周知及び啓発内容などの見直しを図りながら、より充実したものとしてまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） それでは順次再質問させていただきます。

まず、一般廃棄物の減量化への取組についての再質問を行います。

令和4年度と令和5年度の総排出量の比較ということで、1,071トン減少という報告がございましたけれども、その大きな要因と考えられるものは何か、減少となった原因が何かということをつまえているのであればお知らせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 管内のごみの排出量、総体でありますので、これについて大きな要因とすれば、やはり人口の減少が大きな要因と捉えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） まさに人口減少が大きな要因になっているということだと私も思っております。

その中で、やはり1人当たりの排出量は減っていると言いながらも、リサイクルが進んでいないという反省点もございました。これを進めていく上での課題として、この広域行政組合として新たな取組について何か検討していることがございましたらお知らせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 1人当たりの排出量については、先ほど申し上げましたとおり横ばいが続いているということでもあります。これについては、やはり家庭からごみとして出す際に、どのように分別されているかというところが一番大きなポイントになるかと思います。

そういう中で、住民の方一人一人に分別という意識を高めていただくということが、一番効果があるのではないかと考えてございます。そういう中で、これまでも環境学習や住民への説明などを行ってきておりますが、その内容についても見直しを図りながら、より住民の方に届くような形で進められないものかというところを検討してまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） まさに課題は尽きないわけですがございますけれども、その中での一つの取組として、コンテナ回収が新たに実証事業として取り組まれているわけですがけれども、これも手挙げ方式と区長にお願いしながら取り組んで選定したという答弁がございましたけれども、やはりこういう取組を一つ一つ積み重ねていきながら、やはりリサイクルとごみの減量化につなげていく一つの施策だと私は感じております。

それで、この実証実験を行った結果というか、データをどのように捉えようとしているのかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 実証事業については、今年の10月から3か月実施するというところでやっております。これについては、やはりごみについては季節ごとにいろいろ変わるものもございまして、地域ごとでも差があるという要素もあるのかというようには思っております。今回の実証事業だけで結論を出していいものかということもございまして、次年度以降についても、この実証事業については、今年度の実施した内容の反省点も踏まえながら、どのような形で次年度の実証事業を継続してやったらいいかというあたりを整理して、今後の参考にしながら進めてまいり

たいと考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） そのコンテナ回収のコンテナが置いてある場所というかは、やはり何か開けたような場所なのか、それとも既存のごみステーションというか、ごみ集積所を活用しながらやるのか、その辺をお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 現在実施しておりますコンテナ等回収の実証事業につきましては、既存の集積所の隣といいますか、そういったところに置いて出しているという状況であります。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） まさに今実証実験が行われている、検証が行われているところでございますので、12月になってからではなくて、月々に情報を仕入れながら取り組んでいくことも必要だと考えますので、やはり住民のアンケート等も行いながら今後の検証につなげていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それで、住民向けの勉強会の実施も10回行っており、今後も行いうということが答弁でございましたけれども、どのような勉強会なのか、内容を御紹介いただければと思います。

議長（千田恭平君） 菅原事務局次長兼一関清掃センター所長。

事務局次長兼一関清掃センター所長（菅原彰君） 勉強会についてですけれども、今年度実施してきた中身は、分別についてですけれども、主に清掃センターなどに問合せ等が多かった案件を中心としてやってきたところでございます。中身につきましては、紙の分別がやはり分かりにくいという問合せ等がありましたので、そちらのほうを中心に、分別について勉強会のような形で進めさせていただきました。今年度も、現時点で何件か勉強会を開催してほしいというような要望もありますので、そういった点について住民の皆様と一緒に、分別について協力していただけるように進めていきたいと考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 今まで行ってきた勉強会の内容とすれば、紙の分別が分かりにくいということで、それに対して勉強会を行ったということを御紹介いただきましたけれども、やはりそのほかにもプラスチックの分別等においても、これも毎回申し上げておりますけれども、どこまでが立派なのか立派ではないのか、リサイクルに回しているのかどうかという判断が難しいという声がございます。ぜひその辺も踏まえながら、実際のデータやサンプルなどを用いた住民向けの勉強会を行う必要があると考えますが、それに関して検討されるのかどうかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 住民への説明会につきましては、先ほど申し上げましたように、やはりそこでの説明がきちんと伝わるかどうかで、分別に対する意識というものが変わってくるのではないかと捉えておりますので、いずれその説明の在り方については、絶えず見直しをしながら、どのような形がいいか、また、説明会の会場で参加される方がどのようなことを求めているのか、そういうところを踏まえながら内容については検討してまいりたいというように考えます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） ぜひ、このコンテナ回収、そして住民向けの勉強会等も含めながら推進していく、そして理解を深めていく取組を今後も継続してほしいと私は願っております。

それで、今後のごみの資源化と可燃ごみの減量化を推進する取組について、何か検討されていることがございましたらお知らせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今後のごみの資源化と可燃ごみの減量化を推進する取組でございますけれども、まず今年度実施しておりますコンテナ等回収実証事業、これの効果を検証するために、実証事業終了後に、実証事業に御協力いただいた行政区の住民の皆様や、収集業務や中間処理に携わった委託業者の方に対してアンケート調査を実施し、実証事業の成果と課題を把握した上で実証事業の継続実施について、どのようにしたらよいか検討していくこととしております。

また、本年度から開始した管内住民を対象としたごみの分別の勉強会についても、可燃ごみの減量化や適切な排出への有効な啓発手段であることから、継続して取り組んでまいりたいというように考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） ぜひ、住民と一体となってその取組を進めていただきたいと思います。

それでは、新処理施設、最終処分場についての再質問に移らせていただきます。

先ほどもごみの分別、そして減量化の話をいたしました。やはりこの可燃ごみの量を減らせば、どの施設も縮小できて地域への負担と行政の財政負担も少なくなると考えられます。将来のごみの量の減少を念頭にした当組合としてのさらなる取組についての考えをお答えください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） ごみの減量化、ごみが減少することによって施設の規模というものが当然変わってくるかと思いますが、現在のごみの推計を見ますと、年々減少していくということですので、施設が稼働開始する時点が最大のごみの量となる見込みであります。そういうことから、現在のごみの排出見込み、これを基に現在施設規模というものの見直しを行ったところであります。

また、施設整備に当たっては、施設規模をその都度変更できるかという点、やはり規模も大きいものですし、その処理能力が変わることによって様々な影響が出てくると、設計の中でも変えなければならない面が出てくることもございますので、現時点で推計した規模で整備をするということで計画を進めたいと考えているところであります。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 計画に沿って進めていくということでございましたけれども、やはりこの令和4年度、令和5年度の1人当たりの排出量も横ばいと言いつつリサイクルが進んでいない、そして排出量は若干減少はありますが、やはり人口減少も踏まえながら、この施設規模の見直しをかけていく必要があると思います。その施設の大きさによつての単価というか、値段がどれくらい違うのか、私もデータとして捉えておりませんが、やはり今後大きな負担になっていくということが、このごみ処理施設ということになってきます。やはりリサイクルを進めて、可燃ごみを減らすという意気込みといいますか、計画を達成するためにも、規模縮小も含めた検討をしていく必要があると思いますが、それに関してお願いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 施設規模につきましては、一般廃棄物処理基本計画の中でごみの排出量の推計をしておりますが、今後人口減少していく部分については加味して見込んでございます。また、資源化等につきましても、構成市町で減量化計画を立ててございますので、その目標が達成

できればということでの、要するに減量化、そういうものも全て見込んだ中での施設規模としてございますので、今後のごみの排出量の見込みとすれば適正な形で見込んでいるというように捉えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） その見込みもしながらというところですけども、やはりリサイクル、資源化に向けた計画値にまだ達していない状況でありますし、それ以上に進めていかなければいけないというのが今の世の中の流れだと思います。ぜひそこも含めながら今後も検討していただければと思います。

それで、最終処分場についてお伺いいたしますけれども、今はオープン型を計画しているわけですけども、やはり想定外の、先ほど同僚議員からもありましたけれども、災害が起きていると。能登のほうでは100年に一度の大雨が降ったというお話もございました。今50年、100年、そういう災害が起きる世の中になっております。それを踏まえて、災害が起こることを踏まえて最終処分場をクローズ型に変更する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 最終処分場の形式ではありますが、オープン型とクローズ型、これについても比較検討の際、災害時の安全面という視点も考慮した中で検討はさせていただいております。また、昨今、非常に集中豪雨があるということが全国的にもございますが、そういう中にあってもオープン型の最終処分場において施設が壊れたとか、そのような事例は聞いてございませんので、現時点で設計の中で、雨とか地震については十分考慮した中で整備を進めていくということにしておりますので、災害時を考慮してもオープン型、クローズ型で有利、不利というものは生じないと考えてございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） これは住民理解にもつながっていくことでございます。やはり住民説明会の中でもクローズ型にしてもらえないかという意見がございました。やはりこの自然災害を考慮すれば、今まで考慮しているといったのは20年、30年のスパンの中での降雨量を計画に盛り込んで計算しているというような専門家からのお話もございました。それ以上の災害が起きているのがまさに今でございます。やはりこの最終処分場を建設するに当たって、クローズ型に変更することも踏まえて検討していく必要があると思いますが、再度答弁お願いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 大雨が降った際に、要するに水処理の関係があるかと思いますが、水処理の容量についてはクローズ型でもオープン型でも降る量は同じでありますし、処理する水の量も同じということでありますので、それによって差が生じるというような認識はしてございません。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） その降る量が変わろうが何であろうが、オープン型であろうがクローズ型であろうが、その処理する水の量は変わらないという答弁がございました。クローズ型であれば屋根にかかった分は残渣、最終処分場に行くものに対しての直接当たるものではないと考えますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 最終処分場の敷地に降った雨については、埋立地以外についても防災調整池、最終処分場の埋立地の下に一旦池のように溜めます。降った雨を直接河川に放流するという

ということはいたしませんので、屋根があってもなくても、逆に屋根があった場合は降った雨が全部防災調整池に一気にたまります。オープン型であれば埋立地に降った分についてはダム機能ということで、そこで降った雨を保水する能力もあるということでもあります。降った雨を処理するという考えであれば防災調整池に一旦集めますので、どのような形式であれ防災調整池に一旦全て集まってから放流されるという形になりますので、その辺についての違いはないということでお答えをしたところでございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 降った雨が防災調整池に貯蔵されて、それから出すのだというお話は分かりました。ですが、オープン型であれば残渣に直接当たって、それが処理施設を通じて処理されて川に流れていくわけです。それと、屋根に当たった雨の量とはまた違う計算になると私は思うのですが、これをやり取りしても時間がなかなかもったいないので、その認識というか、やはり不安に感じている皆さんは、本当に有害物質が川に流れてくるのではないかという不安が生じているわけでございます。やはりその不安を一つ一つ解消していく、そして耳を傾けて対応していくことが住民理解を進めていく一つの対案だと私は思っております。

住民に対する理解、不安解消につながっていないと私は感じております。このままこの計画を進めていくのにはかなり無理があるのではないかと考えますが、それについていかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） この施設整備についてはこれまでも説明会などをしながら、御意見をいただきながら進めてきたところであります。説明会の中では、議員がおっしゃるように、この施設についていろいろ御意見をいただきながら進めてきたところではありますが、やはり組合としてこの最終処分場をどこかに整備をしなければならないという責務はあると考えてございます。それに向けて取り組んでいくということも組合の一つの役割というように考えてございます。ただ、住民理解を得ながら進めていくというのは当然必要なことであると思っておりますので、重要なことと捉えておりまして、そのような理解を求めながら進めてまいりたいと考えてございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 住民理解を得て進めていくのは重要だという答弁がございました。ですが、今回、今議会で用地取得が提案されます。この住民理解が進んでいない中でどんどん前に進んでいると私は理解をしておりますが、これは住民感情を逆なですることになると考えますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今回、財産取得の議案を出しているということについては、先ほど管理者がお答えしましたように、計画どおり進めていく必要があるという考えでの提案でございます。

また、住民の理解ということについては、この住民一人一人がどのように考えているかという部分になると思いますし、形としてお見せできるものではないと思っております。このことから、この場で根拠となるようなものをお示しすることというのは難しいと思っておりますが、理解をいただくということは、住民の皆様が不安に思っていることの解消や、それらの低減を図っていくことではないかというように捉えております。

住民の皆様の不安解消や低減を図っていくということについては、これはいつまでにというようなゴールがあるというものではないと考えております。これは施設建設のときならず、施設が稼働した後も同様でありまして、現在稼働している清掃センターにつきましても、住民の皆様が

感じている不安の解消や低減に常に努めているところでありまして、このように継続した取組を行っていくことが住民理解につながっていくものというように考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 今後も継続しながら、前に進みながら住民理解を得ていくという解釈と私はいたしました。その住民理解を得て進めていくという考え方でいけば、結局は理解を得なくても前にどんどん進んでいってしまっているという現状と私は捉えます。この用地取得が今回提案されて、今、生活環境影響調査が行われているところで、まだ終わっていない状況、そして、住民訴訟も起きている中で取得が進められていく、これまでの取組に沿っていないのではないかと感じますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 住民理解をいただくために、これまで当組合では住民説明会をはじめとする説明会を通じて候補地選定の経過や事業内容について丁寧に説明をさせていただいたつもりでございます。

説明会の内容については、組合広報紙「くらしの情報」を全戸に配布し、その計画の内容についても管内の住民の皆様へ全戸にお知らせするというように努めてまいりましたし、ホームページへの掲載など、より広く施設整備に対する理解促進をいただけるよう取組を進めてきているところでございます。そのような取組と平行して施設整備については行っていくということでやってまいりましたし、今後、先ほど申し上げましたように住民理解への取組というものはゴールはなく、継続して並行して進めていく必要があると考えてございますので、そういう取組については、今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） まさに今まで行ってきた住民説明会も踏まえて、不安に感じている方、反対に思っている方々は、自分たちの考え、そして思っていることがなかなか組合に理解してもらえないと、そういう現状から住民訴訟や監査請求などの行動を起こしていると私は考えます。

それで、やはり自分たちが行ってきた住民理解への取組がどうだったのかということを検証して、どうしたら理解を得られるのか、また、得られない場合はどうしたらいいのかという検討をする必要があると思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 住民理解で説明が届いていないというような部分はあるかと思いますが、一つは、先ほど災害時の対応などのお話もこれまでの説明会の中ではいただいておりますが、それについては現在行っています実施設計の中で、どの程度の災害に対応できるか、設計の中できちんと組みながら説明をさせていただきたいということで、お答えをしていない項目もございます。それについては、生活環境影響調査の結果を踏まえて改めて説明を行い、そのような不安に対する御回答をさせていただきたいと考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 生活環境影響調査の結果を報告しながら、また住民理解を得ていくというようにお話がございました。ですが、用地取得が今回提案されて決定してしまえば、もう元に戻れないというように私は感じられるのですが、それについても、反対団体の方々との意見交換は今訴訟中だから難しいと私は感じますけれども、その受皿となる方々と対話が進んでいない中でどんどん前に進んでいく、用地取得が進んでいく、これはナンセンスだと私は感じますが、いかが

でしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） これまでも千厩字北ノ沢ほかが唯一の候補地であるということで説明会の中でも明言をさせていただいております。見直しについても、唯一の候補地であるので見直しをする予定はないという中で進めてきております。今回、本年度の予算の中でも用地取得費について可決いただいたことから、地権者の皆様にお話をして理解をいただいた上で財産の取得という手続をとらせていただいているという状況であります。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 唯一の場所だという答弁がございました。それは本当に唯一なのでしょうか。住民の方々はそこでは困ると言っているわけです。全然唯一の場所ではないと私は感じます。これも毎回申し上げておりますけれども、やはり住民運動が起きているところは適地ではないのです。住民理解を得て進めると言いながらも、全然それを得て進めようとしていない、どんどん前に進めていく、これはかなり住民の方々は不安を感じていると私は理解しております。

この用地取得に賛成することは、私はしかねるということを申し上げて、私からの一般質問を終わります。

議長（千田恭平君） 千葉栄生君の質問を終わります。

午前の会議は以上とします。午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午後1時00分

議長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩渕典仁君の質問を許します。

岩渕典仁君の通告時間は60分で、一問一答方式です。

3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 3番、岩渕典仁です。

第56回組合議会定例会に当たり、通告に基づき新最終処分場について一般質問を行います。

先ほどの同僚議員からの質問と重複した質問もありますが、別な視点から質問したいと思しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、施設整備の説明と情報発信についてです。

令和5年度一関地区広域行政組合決算審査意見書において、新最終処分場について、建設候補地周辺の住民や地権者に向け、丁寧な説明と情報発信に努められたいと掲載されております。

そこで、令和6年度の施設整備の説明と情報発信の取組についてお伺いします。

次に、千厩地区まちづくり協議会役員会説明の概要についてです。

千厩地区周辺住民より、組合が8月27日に千厩地区まちづくり協議会役員会へ、新最終処分場整備に係る緩衝緑地帯活用について、資料を用いて説明したとお聞きしました。

そこで、説明の概要についてお伺いします。

次に、施設整備の進捗状況と今後の計画についてです。

令和6年度の新最終処分場整備計画は、生活環境影響調査、実施設計、用地取得となっております。

そこで、令和6年度の施設整備の進捗状況と令和6年度以降の新最終処分場整備のスケジュールについてお伺いいたします。

最後に、「公金支出差止等請求事件」の経過と対応についてです。

6月3日付で組合議会は、組合から組合議会議長宛ての公金支出差止等請求事件の写しを配付されました。内容は、子ども達の未来と環境を守る会より一関地区広域行政組合管理者へ住民訴訟があった旨のものでした。

また、住民訴訟の内容は、広域行政組合で進めている新最終処分場の整備について、計画の不当性を理由として新最終処分場整備に係る経費の支出の差止めを求めるものでありました。そして、第1回の口頭弁論は7月11日に盛岡地方裁判所で開催されるとのことであります。

そこで、住民訴訟について、経過と対応についてお尋ねいたします。

以上、壇上での質問を終えます。ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 岩渕典仁君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 岩渕典仁議員の質問にお答えいたします。

私からは、住民訴訟についての経過とその対応についてのお尋ねについてお答えを申し上げます。

住民訴訟については、本年5月27日付で盛岡地方裁判所から郵送された訴状と第1回口頭弁論の呼出状を、当組合で本年5月28日に受理をしたところであります。

原告である住民団体の請求内容は、新最終処分場の計画に違法性があるとして、令和3年度から令和5年度までの間に支出した新最終処分場整備に係る経費を、管理者である私個人に対して組合に支払うよう請求すること及び令和5年度に締結した新最終処分場整備に係る契約に伴う支出についても違法であるとし、新最終処分場に係る生活環境影響調査の公金の支出の差止めを求めているものであります。

本年7月11日の第1回口頭弁論では、当組合は原告の請求をいずれも棄却することを求めたところであります。本年9月13日の第2回口頭弁論では、原告の主張に対し当組合の主張及び反論をしたところであります。次回の口頭弁論は本年11月27日、水曜日の午前11時の予定であります。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、事務局長が答弁をいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 本年度における一般廃棄物処理施設最終処分場、以下新最終処分場と申し上げますが、この整備に関する取組についてであります。建設候補地周辺の皆様への説明については、整備に当たり建設候補地周辺の生活環境に支障がないことを確認するため、事前に生活環境影響調査を実施していることから、その結果について説明を行うこととしております。

調査結果につきましては、生活環境影響調査書として本年12月末までにまとめる予定としており、令和7年1月には一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の規定に基づき縦覧に供し、生活環境の保全上の見地からの意見を求めるほか、新最終処分場に対する理解を深めていただけるよう住民説明会を行う予定としております。

地権者の皆様につきましても、事業の説明会の開催や、個別に訪問し、事業内容を説明するなどにより事業に対し理解をいただけるよう努めてきたところであります。

情報発信の取組については、生活環境影響調査についての説明会の開催に併せて組合広報紙「くらしの情報」の発行や、ホームページなどにより行う予定としております。

なお、新最終処分場敷地内に設置する計画であります緑地帯の活用については、千厩地区の地

域協働体である千厩地区まちづくり協議会と意見交換を行っているところであります。

この千厩地区まちづくり協議会、以下、まちづくり協議会と申し上げますが、その役員への説明内容であります。まず、本年3月25日のまちづくり協議会役員会に出席し意見交換を行った際、今後意見交換を行うに当たり、緩衝緑地帯としての条件や活用のイメージが必要との御意見があったことから、本年8月27日のまちづくり協議会役員会における意見交換では、当組合から参考として緑地公園的な活用、ビオトープとしての活用、簡易なスポーツやイベントを想定した広場などのイメージ図を提示し、役員の皆様と意見交換を行ったところであります。

令和6年度以降の新最終処分場整備のスケジュールについてであります。令和6年度の予定は、新最終処分用地については本定例会において財産取得の議案を提出しており、生活環境影響調査の結果の説明につきましても、先ほど申し上げたとおりであります。

新最終処分場建設工事については本年度予算において実施設計を行っており、実施設計の完了後に造成工事を行う範囲の立木伐採に係る業務を進める予定としております。

令和7年度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設の設置届、これを岩手県に提出し、設置届が受理された後に新最終処分場の建設工事を行う予定としております。

なお、新最終処分場の稼働時期については令和9年度末を予定しておりますが、工期については今後さらに精査することとしております。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） それでは、順次再質問をしたいと思います。

初めに、2番目の千厩地区まちづくり協議会役員会の説明の概要についてお尋ねいたします。

まずもって、私自身はこういうことを住民の方からお聞きしたときに、それ以前に緑地帯を設置する予定があるということは事前に議員も説明を受けているのですが、今回は先ほど説明があったように、3つの案を示されて意見交換を行ったということでもありますけれども、具体的にこの3つの案が緑地公園、ビオトープ、簡易的なスポーツ、イベントを想定した広場ということでしたけれども、その奥にある最終処分場を除けば、緑地帯だけを考えると大変関心は高い項目ではないかと思いました。

ただ、まず最初にお尋ねしたいのは、こういった考え方であり意見交換をするのであれば、まずもって議員にこういう形の計画があり、意見交換をする予定であるということ、議員に説明をするべきだと思うのですが、進め方についてどうだったのかお尋ねします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 緩衝緑地帯の整備については議会の質問の中でお答えをさせていただいてきたところでありますが、千厩地区まちづくり協議会と意見交換を行ってまいりたいという内容につきましても、令和6年3月議会におきまして、まちづくり協議会と協議を重ねていきたいという内容について議場でお答えをさせていただいているところであります。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 私が質問したのはそのことではなくて、話し合いをしたとしても、まず議会にこういったことで進めていくという説明を果たし、我々ももちろんそれを聞いたときに、地域の方々にこういったものが説明に入るけれどもどうだということに入っていけると思うのですが、まず議会に対して、きちんとこういった計画であり、意見交換をすることについて説明するべきだったのではないのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 意見交換をしていきたいということについては、先ほど申し上げましたように、議場で今後まちづくり協議会と緩衝緑地の活用について意見交換をしていきたいということをお答えさせていただいております。

なお、内容については、そこまではお話ししてございませんが、まちづくり協議会で検討の材料ということであります。当組合として、その内容で整備をしていくという方針決定をしているものではございませんので、お互いの話合いの中で決めていくという段階でありましたので、内容についての説明はさせていただかなかったというところであります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 何を言いたいかというと、やはり十分に慎重に進めていくことが必要だと思いますし、二代表制として、住民の方への我々議会の役割もありますので、そういったものを慎重に進める、丁寧に進めるという意味では、議会に対し、こういった形で入ります、そして議会の中でそれに対して、こういう形でやったほうがいいのではないかと、むしろ意見交換を進めていく中でそういう地域に入っていけば、なぜかという、私のところに来たのは、こんな説明が入ってきているのだけれど我々は知らなかった、聞かなかったという話その人たち以外の方から聞こえてくるわけであります。ですので、進めるに当たっては十分に慎重に丁寧に進めるべきだと思いますので、今後はそういった説明に入るに当たって、一般質問の中であつたり、いろいろな議会の説明の中ではそういうことはあるかもしれませんが、あえてこういうことに関しては、議論がかなりいろいろな部分で順調に進んでいないと思いますので、我々議会に対しても説明をしていただきたいと思います。

それともう一つ、私は説明に入ることはすごくある意味いいことだと思っております。ただ、今回の対象者が千厩地区まちづくり協議会の中に限定されている、まずはお尋ねしますけれども、今回の説明というのはこの団体だけにしかまだ説明に入っていないのかどうか確認します。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今回の意見交換はまちづくり協議会とだけでございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） ここのやはり不信感になるわけです。説明することがどんなによいことでも、それが限定された人たちだけということになると、それを聞いた側の人たちがどう思うかというものが、私は住民合意という部分の一つの材料になってくるのだらうと思います。

今回の新最終処分場に関しては、かなりその辺の進め方にお互いにずれが生じていて、我々議会でも当局に対してお願いをしておりますし、附帯決議の中では十分な説明と丁寧、慎重に進めるべき、やってほしいということを決議しているわけでありますから、ぜひその対象者に関しても、ごく限定された方だけに説明するのではなくて、きちんと広く地域の方に説明をしていただきたいと思います。

先ほど生活環境影響調査が終わった後に入っていくという話でしたが、それでは遅いわけです。そのやり方としてどうなのだと今まで問われているわけですから、大前提にそういったものを慎重に進めていただきたいと思います。これについて、今後の計画について何か考えていることがあるのかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） ただいま限定された方にのみ説明をしているというようなお話もございま

したが、これまで緩衝緑地帯の活用については住民説明会や議会などでも、人が集まり千厩地域に貢献できるような活用も可能ではないかというような組合の考えを説明してきたところであり
ます。緩衝緑地帯の活用について、千厩のまちづくりの観点ということから意見をいただくとい
う視点で考えれば、千厩地区の地域協働体であるまちづくり協議会が最も適していると考えて組
合から申し出て意見交換をしたということでもあります。継続して意見交換をしてございますので、
まちづくり協議会とは引き続き意見交換を進めてまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） まず私が聞いたのは、これについて、まちづくり協議会以外の団体に説明す
る機会を考えていますかという質問をしました。まず、その答弁をお願いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まちづくり協議会の意見交換は継続いたしますが、そのほかにも地域の1
施設ということになるかと思いますので、周辺自治会の皆様との意見交換を重ねてまいりたいと
考えております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） ぜひ進めてください。それは同時並行で進めていただきたいと思います。あ
るところだけにフォーカスをしながら、先ほども私が質問をしていない答弁がありましたけれど
も、確かにまちづくり協議会は大切な団体ではありますが、例えばこういった住民からの請願が
出たり署名活動をしたり、監査請求があったり、訴訟が起きていることに関しても、私はまちづ
くり協議会と意見交換をするべきだと思います。でも、それについては置いておいて、こういっ
た前向きな部分だけをフォーカスして意見交換をしますというのは、やはりそれを聞いている住
民がどう思うかだと私は思います。どんなに説明をされたとしても、そういうやり方をしている
ところを見た、聞いた住民の人たちがどう思うかというときに、現に私のほうに相談も来ていま
すから、それに対して疑義、不審を持っている方々がいらっしゃるわけであります。今進めてい
くということでもありますけれども、タイムラグがないように、そして広い地域の方々に、同じ内
容を同じやり方で説明に入っていただいて、公平なやり方をぜひ進めていただきたいと思いますとい
うように思います。

次に、2番目では施設整備の進捗状況と今後の計画についてお尋ねします。

まず、先に説明をしたいのは、今進められているということでありましたけれども、これはぜ
ひ管理者にも所感をいただきたいと思います。こういった建設候補地を進めるに当たって、ち
ょうど、隣の気仙沼市では、令和6年6月に一般廃棄物最終処分場が完成しました。この内容
というのは我々と進め方が全く違うのです。具体的にいうと、第1次選定の中では選定基準
を設けて、周辺集落との距離があること、周辺集落と隣接していないこと、2次選定の中では選
定項目があって、周辺環境との距離、学校、福祉施設等からの距離、そういったものを考慮しな
がら進めてきたというのが気仙沼市なわけです。私が前回の一般質問の中でも話題に上げた、議
員で視察に行った福島市の大館山一般廃棄物処分場も気仙沼市と全く同じ進め方をされていま
した。

管理者は、常に、どこにつくるかではなく、どのような施設であればよいかということをし
てと答弁しているわけですが、隣の気仙沼市ではそのようなことが行われていて、隣接して
いる千厩地域の方々は、やはりなぜ気仙沼市ではそのような進め方をしているのに、我々の地域
では進めていないのだと、やはりその辺に対しても不信感を抱いているということが私の耳に入

ってきております。隣の気仙沼市の進め方について、管理者の所感をいただきたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁幸君） それぞれの自治体において様々な施設整備をしていく、これは当然のことです。それは市町村という単位であれ、広域行政組合という単位であれ、それぞれの施設整備はあるわけです。その施設整備に当たって、どのような考え方でそれに臨んでいくか、それを市民であったり、あるいは組合の場合は市、町民であったりとか、そうした方々とどのようなコンタクトを図りながら意思形成をしていくかという進め方自体も、それぞれの進め方かと存じております。

今、気仙沼市の例をお話しいただきましたが、私が気仙沼市の施設整備の進め方についてどうである、こうであるということをする立場にはございませんので、その具体的な部分については論述をいたしません、それぞれ置かれている状況であるとか施設整備に対する必要性であるとか、そうしたことをしんしゃくなさって判断し、実行されているものと、このように理解しております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 答弁は前回と同じなわけでありまして。ある部分では先進事例、もしくは近隣市町村のやり方を参考にして進めていくということを答弁されているわけでありまして、それと違うことがあったときには、それぞれの自治体で判断されているという答弁になるわけです。これはどういうプロセスで、どういう過程で答弁するかによって変わってくるものでありますので、答弁にはなっていますけれども、私の問題意識に対する答弁にはなっていないというところがまずあるのかというように思います。ぜひ、気仙沼市のやり方についても、今後に向けて何か参考とするものがあれば参考にさせていただきたいと思います。

何よりも、気仙沼市がやられている部分の中では、先ほど同僚議員からも質問がありましたけれども、オープン型ではなくてドーム型にしているということがまずあって、気仙沼市の市民の方々の話を聞く機会がありましたけれども、かなりその部分に関しては、離れている、周辺地域に住んでいない、かつドーム型であることで、安心感を持たれているということは確かにありました。

先ほどの答弁を聞いていて思ったのは、感覚的に市民感覚ではないのだろうと、そういう環境が自分たちのところに来たときに、ドーム型なのかオープン型なのかで、受ける人たちの考えは違うのだということを含めて、気仙沼市の事例についても調査、検討をしていただきたいというように思います。

次に、生活環境影響調査についてお尋ねしますけれども、先ほどからの答弁で、生活環境影響調査については、令和6年12月頃まで評価をして、令和7年1月に縦覧を行って説明会をするという答弁をいただきました。私は、住民訴訟をしている中でという同僚議員の部分もありますが、私がまず思うのは、現在進行形で生活環境影響調査をしているわけです。もちろんこれについて、結果がどうであるということは、12月頃までの調査ということですから、まだ正確には出ていないはずです。ということは、可能性として、調査結果の中に問題点があれば、建設場所としてどうなのかという部分にもつながるのではと、単純に評価をしているわけですから、そう思うわけです。まして、それについての説明会も、どんな説明になるのか、よい部分の評価かもしれませんが、いずれ説明に入ったときに、住民の人たちから、不安に感じている部分であったり要望が出てくるかもしれません。それらを踏まえた上で用地取得に入るのではないかと、普通に考えて

私はそう思うのです。普通というか、私の頭の中の整理としては。その順番が逆になっているのではないかとこのところについて、違いを教えてくださいたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 生活環境影響調査につきましては、この場所が適地かどうかを判断するために行うというものではなくて、この場所に整備をする際にどのような対策が必要かということを考えるというのが大きな調査の目的であります。ですので、調査結果によって場所の見直しをというようなことは生じないというように考えております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 私は初めてそれを知ったのですが、生活環境影響調査というのは、要するに場所が変更となる可能性は低いという中で調査をしていると、そういうことでよろしいのか確認します。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 基本的には議員のおっしゃるとおり、これまでの住民説明会の中でも同様の御質問があったところでございますが、いずれこの場所に整備する際、どのような対策を取れば基準値を超えない安全な施設になるか、そういうものを検討するためのものでありまして、まず現況がどうであるか、そして施設が稼働した際の影響を踏まえ、どのような対策を取れば環境への影響を低減できるかということを検討するというような調査でございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 分かりました。それでは、そういった部分も含めて、生活環境影響調査というのはあくまでも今言われたものの調査であるということも周知徹底をする必要があるのではないかと思います。

その中で、生活環境影響調査に関連して、先ほどの気仙沼市の事例に戻りますけれども、気仙沼市では設置をするに当たって、生活環境及び水源への影響についても考慮されて今回の候補地になっているということであります。その生活環境影響調査をやっているということは、その辺も含めたものが問題ないということで評価をされているのだと、私としては思っていたのですが、その視点から質問しますが、今回、その水源への影響について、これは広域行政組合とは離れますけれども、一関市議会、そして一関市の市長という立場の方に対して、我々に千厩地区のある方々から要望事項というのが出されています。その要望事項というのは、当地区への上水道の整備工事を早急に進める必要があることを御理解いただき、議会での議論としていただきたいということで、原因は最終処分場があそこに来るのであれば、周辺住民のある地区の方々にとっては、飲用井戸を利用しているので心配であるため、上水道の整備を進めてほしいということでした。質問の意図は、確かに一関市側の部分ではありますが、原因としているものは最終処分場、つまり広域行政組合の管理のものでありますので、そこでお尋ねしたいと思うのですが、こういったものが出されているということに関する所感、何か検討されていることというのはあるのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 水道の分は市ということになりますが、基本的には最終処分場の周辺環境への影響という視点なのかと思います。基本的には、これまでも説明しているとおり、遮水シートを設置することにより、地下水へ影響することはないように対処することでありまして、生活環境影響調査の中身で申し上げれば、遮水シートをするので影響はないとはいいながらも、

現況を確認するということで、地下水の水位がどの程度か、その地下水の流れがどういう流れになっているのか、そういうところも今回の現況調査というものの中で行う予定としておりますので、井戸の水源という視点であれば、どのような影響があるかという予測は立てられると思っておりますが、その影響がないような対策を取るというようなことになるかと思えます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 具体的な環境調査をして、その結果についてどう対応するかということは、そのように進めていただきたいと思います。これは管理者にもお尋ねします。内容は市長という立場で同じような文書が来ているかと思えますけれども、これは逆に言うと、最終処分場がもしそこにできるのであれば、一関市としてはそういうことも含めた対応も考えなければいけないわけでありまして。一関市長と管理者は一緒ですので、答弁として難しいかもしれませんが、私が聞きたいのは、どういう形で管理者と一関市長との連携であったり、どのように情報をキャッチしてこの広域行政組合に落とし込んでいくのか、もしくは広域行政組合の情報をどのように一関市長として分離をしながら連携を図っていかしているのか、それについてまずお尋ねをいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） ただいまの地元住民の皆様からの文書というものは、今の質問の趣旨も合っているのですけれども、組合管理者としてお答えする部分の中でお話をいたします。つまり、組合管理者として一関市なり平泉町なりの動きを一般に知られている事実として了知しているという範疇からのお話になるわけでありまして。

まず私が確認した範囲で申し上げれば、それは組合当局宛てではなくて一関市宛ての住民団体からの要請書ということでございます。それから一関市の水道事業という範疇で一般に知られている事柄で申し上げれば、どうしても旧東磐井地区の場合は、水源のことがありますし、それからその水路管路を延長していく際の財源の話がございまして、なかなか水道の整備率が低いのは実態としてあるわけでありまして。そこで、深井戸を掘るような補助事業を実施しているわけでありまして、今般御要望のあったエリアがどのような経緯でそうした水道の供給のエリアからはずれていたのか、そうしたところを精査して確認して、その上でどのような整備手法によって、水道を深井戸という手法によるのか、あるいは配水管の延長という手法によるのか、そうしたことを検討していくのが一般的な道筋であります。それは今お話のそうした事柄の必要、原因が施設整備によるものであるとかないかといったこととはまた別な観点から、市水道の水道水の供給という観点から検討していくもの、このように理解をしております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 私自身も、実は水道未普及地域の出身でありますし、飲用井戸を使っておりますので、そういった不安に思う心情については同じように感じる、そういった最終処分場が近くにあることによる不安は、本当に同じような気持ちになっています。ですので、広域行政組合としては、一関市の、どちらも一関市民でありますけれども、最終処分場の候補地以外のエリアの一関市民の方々が、そういった不安を持つことに関しては、広域行政組合の管理者としてもやはり責任があると思えますので、その部分に関する連携といったものは進めていただきたいと思いますように思います。

このことについて、これ以上深くは追及しませんが、こういった最終候補地になる、もし今回の議案で財産が取得されれば、ある程度だったらこういうことをしてくれ、ああいうこと

をしてくれということがこの一関市エリアの構成施設、構成市の中から出てくるのではないかと思いますので、ぜひそういったものに関しては広域行政組合の管理者としても、そういった部分に関する情報をキャッチしながら、広域の中でも説明をしていただきたいと思います。

次に、用地取得についてお尋ねします。

今回、別の議案で用地取得は出てまいりますので、そちらのほうで質疑も出ると思いますが、ここでは大きく概要的なものを確認したいと思います。用地取得に関しては先ほどの答弁の中で、私の答弁にはないですけれども、同僚議員の答弁の中から、新年度から始まって9月20日ぐらいにある程度仮契約が結ばれたというような答弁をされておりましたけれども、これというのは、今こういったいろいろな住民監査請求であったりとか住民訴訟が起きている中で、この用地取得というのは順調にいったというように捉えられているのかどうかお尋ねします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今回、用地取得議案を提案させていただいておりますが、令和6年3月議会で用地取得費予算を可決いただいたということから、新年度になりまして地権者の方に正式に土地の売買の申出を行わせていただいたところであります。9月20日までには全ての方と一旦、仮契約は整ったということではありますが、地権者の方の中には遠方の方もいらっしゃいましたし、一関市の土地ということで、行政上の手続など、そういうものがございましたので、そういうところで若干時間を要したというところはございましたが、当初計画では今年度後半に用地取得をするということで説明をさせていただいていたところでございますが、地権者の皆様の御理解がいただけたという状況であり、今回の提案になったということで、順調に進んだというような考えでございます。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 順調に進んだというような捉え方をされているということですが、今説明いただいたように1名の方から仮契約に関して解約届が出されたということもありますけれども、その地権者の方から、ある方を介しながら情報をいただいた中で、その土地所有をするに当たって、組合から度重なる電話があつて困ったであつたりとか、毎日のように留守電にも入っていて大変だったであつたりとか、何度も自宅に来られて家族の人も困ったであつたりとか、そういった悩みを訴えられたということも聞いております。そういったことについて、家に来ては困るという話をされた方もいらっしゃるということを聞いておりますが、そういったものに関して事実としてあったのかどうかお尋ねします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 地権者との交渉でありますので、詳細については控えさせていただきたいと思いますが、いずれ、来ないでほしいとか、そういう中で押しかけたという話もありましたが、そういうことはございません。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） あったかないかというのは、その方の思いでありますので、この場でなかったという説明をするだけの材料が今はないので、そのように捉えていないとか、そういった答弁になるのかと思います。

私が思う中では、もう一つ、その方が一番重要視していたのは、最終処分場の道路を挟んで新興住宅がありますが、比較的若い方々が入居しているということもあって、その方々からの御理解をいただいたことを踏まえてからぜひ来てほしいと、ある意味全体のことを考えられていた方

なのだと思いますが、そういうことをお話しされました。これは何もその方が言ったということではなくて、我々が一般質問の中で、若い人たちもいるので、特にそういった方々にもきちんとこの計画について、説明に入ってくれということもお願いしていたかと思いますが、実際にその新興住宅の方々へ説明に入ったという事実はあるのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 新興住宅の方への説明という点でお答えをさせていただきたいと思いますが、去年の説明会でも、災害に対する不安などいろいろなお話をいただいた中で、それについては実施設計の中で詳細をお答えできると思うので、その際に改めて説明を申し上げますということをお話ししてございます。そういう素材がそろっていないため、現時点で同様の質問をいただいても、不安の解消につながるようなお答えができないという段階であります。年明けには説明会を設けたいと考えておりますが、それは新興住宅の方限定ではなくて、地域の皆様がどなたでも来ていただけるような場ということで説明会を設けたいと考えておりますので、そこに参加いただければよいと考えているところであります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） やはり、私はその進め方では遅いと思います。我々は、常に一般質問の中でその新興住宅の方々を意識していましたし、先ほど言ったように地権者の方の中にも意識していらっしゃる方々もいます。そして、今回住民訴訟をされている団体の方々も、とてもその新興住宅の方々の御意見を気にしておりました。

新興住宅の方と面会する機会があり、それは何人とか、そういうことは言いませんが、複数の方と面会させていただきました。その方々が私に言ったことは、最終処分場が建設されることは不安でしかない、私たちの意見も聞かずに勝手に進められては困ると、なぜ最終処分場を住宅地に近いこの場所に建設するのか理解できない、最近、新築を建築したが目の前に最終処分場が建設されるのであれば建てなければよかった、周りに住んでいる人で賛成している人は誰もいないということを私に話してくれました。時間の関係で全ての方々に確認を取ることはできておりませんが、私の方には複数の方々からそういう意見がありました。

私が言いたいのは、やはり進め方なのだと思います。行政としては、そういう素材が準備できてから説明に入るというプロセスを毎回答弁するわけではありますが、それでは地権者であったり、もしくは新興住宅の方であったり、その地域の周りの方々の不安の解消にはなっていないわけです。これについて、今の新興住宅の方の話も含めてどのように感じますか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 住民説明会はこれまでも何度となく開催してきていたところであります。

ぜひ説明会に御参加いただいて、我々が説明した内容についても正しい情報を理解していただくことによって、今不安でしかないというような御意見もありましたが、その不安解消にもつながっていく部分もあるのではないかと考えております。そういう中で正しい情報を適切に伝えていくということが今後必要だと考えてございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 答弁になっていないのです。新興住宅の方々のそういった心境に対して、今までのプロセスでは納得できない、理解できない、不安が解消されないから、先ほど話したようなことを、私を経由して、私はこの一般質問でもそういったことをお話するとしているので、ぜひお話をしてくださいということで今私はここにいるわけです。その住民を代表して言っている

わけです。

今の答弁は、今までの事務局側の答弁であって、そういった方々の理解にはつながっていないわけであります。ですので、やはりそういった説明の仕方、何度も言いますけれども、今回の千厩地区の説明に関して、都合のいいことは自分の都合のいいようなやり方で都合のいい説明の仕方をして、ある部分では理解がまだまだいっていないところに行くべきだということを、我々議員、そして地権者の方々、住民団体の方が言ったとしても、それについて対応できないということは、やはり不信感であったりとか十分な説明を行っているということにはならないのではないかと思いますので、それについては今後、特にも新興住宅の方々、若い方々の中で、不安を持っている方々がいらっしゃいますので、そういう方々に説明をしていただきたいと思います。

これについて管理者、新興住宅の方、そして若い方々への説明、前回もお願いをしましたけれども、管理者としてどのように考えて、どのように対応する予定かをお尋ねします。

議 長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 先ほど来からの質問と私どもの答弁と、恐らく今日初めてやり取りしている事柄では決していないわけであります。例えば緑地帯のことですとか、その説明相手がまちづくり協議会を考えているとか、議場でもお話しいたしましたし、住民説明会でもあらかじめお伝えをしてございました。また、これまでのやり取り、経過についても、今まで何度となく答弁をいたしました。

この何年間かの間に私どもがやってきたこと、つまり一関市、平泉町の全域から候補地が、最初は何百とあったのです。そこから何百が何十になって、最後4つになって、4つが選ばれましたという説明もずっとしてきて、その4つをどのようにして1つに絞っていくかという方法論や手続についても、まずはどのようなものかいいかと、先ほど来お話しがありましたオープン型ですとかクローズ型ですとか、それらについても説明会の中で何度となく比較検討した結果の説明もさせていただき、一定の結論に至り、そしてそれらの条件に見合うところはどこなのかといったところで最後に場所が決まるというようなステップでやってきました。

その中で、今御説明のありました道路向かいの若い方たちの家、その話もいたしました。説明の仕方、周知の仕方が足りないということで、住民説明会だけではなく、広報も増やしました。しかし、広報なんか見るわけがないというお話もいただきました。説明会なんかやっても説明会に行く気がしないという話もいただきました。ホームページもそのとおりであります。LINEがという話もありましたのでLINEもやりました。お話のあった方法についてはいろいろなことを全てやってきたつもりでございます。そして、今日があると、このようなことでございますので、議員は議員のお立場で様々なリサーチもなさって御発言もなさる、それはそれでよろしいと思いますし、私どもは私どもなりにできることを精いっぱいやってきたところでございます。

そうしたことで、例えば用地のことに関してもきちんとした説明を当時からしてまいりまして、その結果、今があるわけでございます。別にそれが順調だとか順調ではないとか、そういったような表現ではないと思っております。それはそれでもってこれまで積み重ねてきた説明の努力、そうしたものが今に至っているのだと、このように受け止めてございますので、今お話しいただいたことについても、今私がお話ししたことを再度、何月何日、何をしましたというような話をしていけば1時間では足りないので、ひとまとめにして申し上げればそういったことでございます。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） まずもって、私が質問したのは、その新興住宅の方、そして若者の方に説明が入っていないから入ってはどうかということに対してどうだったかということを確認していますが、それについて答弁いただいていないので、お願いします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 様々な方たちに様々な手段を通じて呼びかけてきたつもりであります。そして、それらをお求めになった場合には私どものほうから説明の場も設けましたし、個別にお呼びいただければ行って説明もするというのも言ってまいりました。それをもって今の質問に対する答弁とさせていただきたいと思います。

議長（千田恭平君） 3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 答弁いただきましてありがとうございます。多分、そのプロセスであったり過程について、最終的に判断するというのは住民、市民なわけです。ですので、それが、自分たちはこうやってきた、ああやってきた、なのでこういうように聞くスタンスも持っている、だから、今まで全てやってきたということと言われたので、私はそうではないのではないかとこの視点から、具体的に若い方々、そして新興住宅の方々に説明に入るべきではないかということをお願いしているわけです。ですので、ぜひそこについては説明する機会を設けていますという今までの答弁ではなく、きちんとそういったものを捉えながら入っていただきたいと思います。何よりも、その新興住宅の方々も求めていますので、ぜひそういった部分に関して、自ら管理者が行って説明していただければと思います。

次に、公金支出差止等請求事件についての対応についてお尋ねいたします。

今回、まず管理者にお尋ねしますが、制度として住民の人たちができることというのは、必ずやらなければいけないわけではないですけれども、署名活動を行い、そして住民監査請求を行い、それが棄却をされたということで住民訴訟になっているわけです。その大前提は、この最終処分場の候補地に対して反対であるという立場の方々からこういったものが出ているわけですが、そういったものが最終的な手段だと私は思っているのですが、そういったものが出たことについて、管理者としてどのように感じられたのかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 以前もこの場で同様の質問を頂戴いたしまして、お答えをしていますが、私どもとしては、先ほど申し上げたような様々な手段を講じて、そしてそれなりの手続も踏まえて、説明も踏まえて今日に至っているところではありますが、そうした状況の中においても、なお反対である、御理解をいただけていないという現象が生じていることについては残念なことだと、このように受け止めております。

議長（千田恭平君） 3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 残念であるという答弁であります。私もこういった結果になっていることに関しては残念でなりません。住民の方々が自らの生活圏を自らの力で守り抜こうとする地域住民の強固な意志と結束が、このような住民訴訟になったのだと思っておりますので、それについては裁判中でありますから詳しいことは述べませんが、そういう住民がいるということをはり常に思いながら、この最終処分場に関する事業の計画をしていかなければいけないのではないかと考えております。

次、この住民訴訟について、10月4日の議員全員協議会の中で、今回の経過についての説明を受けて、当局側の説明では今回の第2回口頭弁論というものが9月13日に行われて、組合からは

訴状に対する反論をまとめ、事前に裁判所に提出したというものを掲載されておりました。私は議員全員協議会の中でこの資料をぜひ議員も共有するべきだと思いますし、どのように当局側が提出をしたのかを確認したいので、情報提供いただきたいということを質問しました。それについては弁護士と相談をしながらということでありましたけれども、それについては提供いただけるのかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 10月4日の議員全員協議会で御説明をいたしました。経過といたしますと、住民訴訟を提起されたことについて被告となる当組合がその事実を公表したり関係機関に通知を行わなければならないという法令上の規定はございませんが、当事者としてその事実を関係機関に知らせる必要があると判断し、議会に対して情報提供させていただいたものであります。

裁判の内容については、裁判所において傍聴や訴訟記録が閲覧ができるなど公表されているものであり、被告である組合が当事者として訴訟中の裁判の内容に係る資料の提供や説明については行うものではないと考えているところであり、資料の提供については、議員全員協議会のときもお話をいたしました。構成市町の例にならって対応させていただきたいということで、構成市町においては資料の提供は行っていないということでありましたので、同様の対応をさせていただきたいと考えております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 確認ですけれども、後半の部分が質問に対する答弁で、前半の部分は質問していない中で答弁いただきましたけれども、その住民訴訟の内容に関してはリアルタイムに、むしろ早急に情報提供をいただいたわけです。それと同じように、今度は当局がどういう答弁をしたかをすぐにいただけるものだと思っていたのですけれども、前半の部分は制度的にはやることは問題がなかったということによろしいですか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 前半の部分というのは、訴状の情報提供を行ったことについてということでしょうか。それについては特に規定はございませんが、組合の判断でお送りしたということでもあります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 分かりました。議員としてはどのように答弁されたのか情報をいただきたと思った視点からこの質問をさせていただきました。

最後に、施設整備の説明と情報発信の部分に移りたいと思います。残り4分ですので、簡潔に言いますが、今回の情報発信の仕方、これは監査委員の方々からの意見書の中にも、建設候補地周辺への地権者に向けて丁寧な説明と情報発信に努められたいというものがあつた中で、こういったものにいくわけでありましたが、これも住民訴訟が行われている部分に関しての情報がないわけでありまして、情報としては載せるべきものなのではないでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 訴訟に関する内容について、質問の意味合いとしては広く住民の方に周知するという趣旨でよろしいでしょうか。

その内容につきましても、先ほど申し上げましたように、被告である当組合がその内容を積極的に公表するというものではないというような考えであります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 確認ですけれども、それも制度的なものや、ほかの先進自治体の中でもそういった対応をされているということですか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 法令や制度上そういうようになっているというものではございません。組合の判断でということであります。

議長（千田恭平君） 3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） もう一度お尋ねします。組合の判断で、その部分に関して情報発信をしない理由というのは何でしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 同様の答えとなりますが、組合とすれば、裁判の内容については、裁判所において傍聴や訴訟記録が閲覧できるなど、公表されているものでもありますし、そういう中で、被告である組合が当事者として訴訟中の裁判に係る内容、資料提供、説明などについて控えるべきであるという組合の考えで対処させていただいているものであります。

議長（千田恭平君） 3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 分かりました。組合の判断ですね。今まではほかの自治体ではこうだというような説明、法令がこうだという説明、それは私も理解できますけれども、今組合の中で判断されたというのはある意味任意です。そういった部分の判断をしたということでもありますけれども、これは住民の関心があることですので、事実として今行われていることはどういうことなのかということは、地域住民の方々に広く周知をして知ってもらう権利がある、知る権利や知ってもらう権利があるのではないかと思いますので、ぜひこの部分に関しては検討の余地がありそうですので、検討していただきたいと思います。

確認ですけれども、生活環境影響調査に関して、評価が出たりすることに関しては、結果をホームページでも公表するということでよろしいでしょうか、確認します。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 縦覧、説明会のほかにホームページでの公表も行います。

議長（千田恭平君） 3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） いずれ、これに関しては住民訴訟もありナーバスな部分でありますけれども、監査委員が発信されたように、候補地の住民や地権者に向け丁寧な説明と情報発信に努めていただきたいことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 岩渕典仁君の質問を終わります。

次に齋藤禎弘君の質問を許します。

齋藤禎弘君の通告時間は60分で、一問一答方式です。

4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 日本共産党の齋藤禎弘です。

通告に沿って、介護保険についてお尋ねします。

訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らし続けられない、親を施設に入れざるを得ない、3年に一度の介護報酬の改定で訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに不安と抗議の声が広がっています。身体介護、生活援助などの訪問介護は、要介護者の在宅での生活を支える上で欠かせません。このままでは在宅介護がかなわず、在宅放置を招きかねません。

日本共産党が発行する4月2日付、しんぶん赤旗の報道によれば、訪問介護事業所の約4割が

2022年度以降3年連続で赤字であることが明らかになりました。ところが、政府はこの現状を無視して、今回の改定で訪問介護の基本報酬を2%から3%引き下げました。厚生労働省は下げの理由に、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げています。これは、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業者が利益率の平均を上げているもので、実態からかけ離れています。

介護報酬は介護保険から介護施設事業者に支払われます。引下げで地域で訪問介護を支える小規模・零細事業者が経営難に陥って撤退し、在宅介護の基盤が壊滅的になるおそれがあります。既に、2023年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新、ほとんどが小規模・零細事業所です。

東京商工リサーチが9月6日に公表した今年1月から8月期の倒産が114件と前年同期の1.44倍に激増しています。基本報酬が4月から引き下げられた訪問介護が倒産件数の約半数を占めます。引下げを強行した政府の責任が厳しく問われます。

東京商工リサーチによれば、介護事業者の倒産が同期間で最多だったのはコロナ禍の影響を強く受けた2020年の85件ですが、今年はそれを大きく上回るペースで増加しており、年間最多だった2020年の143件を大幅に更新する見込みです。事業所別では、4月の介護報酬改定で政府が基本報酬を2%から3%引き下げた訪問介護が最多の55件です。倒産した114件のおよそ9割が個人企業を含む資本金1,000万円未満です。また、従業員10人未満が8割を占め、そのほとんどが超零細事業者です。これらの事業者は大手チェーン企業が敬遠する利益の少ない生活援助の訪問介護や一人暮らしの認知症など困難ケースを引き受け、地域の介護基盤を支えています。絶対的な介護基盤の崩壊の危機が迫っています。

また、8月18日付、しんぶん赤旗日曜版の報道では、全国では2024年6月末現在、訪問介護施設がない自治体が97町村に上り、残り1か所となった自治体が227市町村あります。この数は2020年12月末と比較し、それぞれ14町村、12市町村増えています。訪問介護は特に人手不足が深刻で、利用者の求めに応えられていません。長年の給付費抑制策で基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの全国の有効求人倍率は2022年度で15.5倍と異常な水準です。

政府は介護職員の処遇を改善した事業所に加算をつけるとしますが、既に加算を受けている事業所は基本報酬引下げで減収になるだけです。加算も不十分で基本報酬の引下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。

今回の改定では、介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを2024年度に月約7,500円、2025年度に月約6,000円と見込みます。しかし、数字の根拠が明確ではない上、仮にこの賃上げがなされたとしても、これでは介護人材の確保は困難です。

日本共産党書記局長の小池晃参議院議員は、国会で訪問介護の報酬引下げ撤回のための財源は年約1兆円の訪問介護総報酬に対し約50億円に過ぎないと示し引下げ中止を迫りました。国民の安心を確保する気があるなら実行はたやすいことです。

介護保険をめぐるのは、利用料の2割負担の対象者拡大、要介護1、要介護2の生活援助サービスの保険外しなど、様々な改悪案が出されています。改悪を許せば在宅介護は崩壊し、親の介護のための介護離職を増大させ、保険あって介護なしを招きます。

2024年度予算の軍事費は約8兆円です。軍事ではなく暮らしに予算を充てて介護保険の国庫負

担割合を増やし、保険料と利用料の軽減、介護報酬の抜本的引上げを実現する必要があります。介護は家族任せにせず社会全体で支えるという介護保険制度の創設時に立ち返った制度の立て直しが急務です。

そこで1点目の質問です。介護認定者数と第1号被保険者数の推移についてお尋ねします。

2点目は、特別養護老人ホームの入所待機者数の推移についてお尋ねします。

3点目は、第8期介護保険事業計画における施設整備の状況についてお尋ねします。

4点目は、第9期介護保険事業計画における施設整備の進捗状況をお尋ねします。

5点目は、4月から報酬が引き下げられた訪問介護サービスのサービス事業者の収支状況について、組合としてどのように捉えているのかお尋ねします。

6点目は、訪問介護の報酬削減による影響について、組合としてどのように捉えているのかお尋ねします。

7点目は、自費サービスを提供している事業者の状況についてお尋ねします。

8点目は、高齢者施設におけるクラスターの発生状況についてお尋ねします。

9点目は、高齢者施設の新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねします。

10点目は、介護サービス事業者の採用者数と離職者数についてお尋ねします。

以上、壇上からの発言といたします。御清聴ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 齋藤禎弘君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 齋藤禎弘議員の質問にお答えいたします。

私からは、訪問介護の報酬改定による影響はとのお尋ねについて申し上げます。

令和6年4月に訪問介護に係る介護報酬が改定され、介護保険サービスごとに設定される単位数、いわゆる基本報酬はおおむね2%強の引下げとなっております。

一方、介護職員の賃金を改善する処遇改善加算については引上げの改定となっており、資格や勤続年数に応じた賃金体系の整備、賃金月額引上げ、経験技能のある職員の配置などにより処遇改善加算は14.5%から24.5%まで引上げができる組立てとなっているため、一概にマイナス改定とは言えないものと捉えております。

しかし、処遇改善加算は職員の賃金の引上げに充てられるものであること、事業所の運営は基本報酬による収入が大きな割合を占めることから、当組合では基本報酬の引下げは訪問介護事業所の運営に影響を及ぼす可能性があると考えており、訪問介護に係る基本報酬の引上げについて、全国介護保険広域化推進会議を通じて国へ要望していくこととしてございます。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては事務局長が答弁をいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、介護認定者数と第1号被保険者数の推移でございますが、介護認定者数は、平成30年度末が1万39人、令和元年度末が1万43人、令和2年度末が1万446人、令和3年度末が1万406人、令和4年度末が1万22人、令和5年度末が1万63人、令和6年度は5月末となりますが、1万85人となっており、被保険者数は平成30年度末が8万4,948人、令和元年度末が8万4,254人、令和2年度末が8万3,574人、令和3年度末が8万2,879人、令和4年度末が8万1,930人、令和5年度末が8万952人、令和6年度は5月末となりますが、8万849人となっております。

被保険者数に対する介護認定者数の割合でございますが、平成30年度末が11.8%、令和元年度

末が11.9%、令和2年度末が12.5%、令和3年度末が12.6%、令和4年度末が12.2%、令和5年度末が12.4%、令和6年度は5月末となりますが、12.5%となっております。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者数の推移であります。入所待機者の人数について、当組合では岩手県が毎年4月1日を基準日として実施している特別養護老人ホーム入所待機者実態調査により把握しているところであり、入所待機者の具体的要件は、当組合の被保険者で要介護3以上の認定を受けており、特別養護老人ホームに入所申込書を提出している方で基準日時点で入所できていない方となっております。

この入所待機者のうち、在宅で早期に入所が必要とされる方の平成30年度以降の状況であります。平成30年度が112人、令和元年度が133人、令和2年度が107人、令和3年度が101人、令和4年度が121人、令和5年度が91人、令和6年度が98人となっております。

次に、第8期介護保険事業計画における施設整備の状況についてであります。第8期介護保険事業計画期間である令和3年度から令和5年度までに岩手県が指定する広域型特別養護老人ホームで施設の建て替えを行い、ベッドの数、いわゆる床数を、これまでの50床から70床へ20床増床した施設が1施設、床数の増減はありませんが、施設の一部建て替えを行った施設が1施設、当組合が指定する認知症高齢者グループホームで新たに整備した9床の1施設の合計3施設の整備が行われたところであります。

当該計画において、新たに整備する予定でありました岩手県が指定する定員30人の介護医療院1施設と、当組合が指定する29床の地域密着型小規模特別養護老人ホーム1施設、定員29人の小規模多機能型居宅介護施設1施設及び定員29人の複合型サービス施設1施設については未整備となったところであります。

次に、第9期介護保険事業計画における施設整備の進捗状況についてであります。令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画では、令和6年度に定員9人の認知症高齢者グループホーム及び定員21人の小規模ケアハウスを、令和8年度には定員30人の介護医療院及び定員29人の複合型サービス施設を新たに整備する計画としております。

令和6年度に整備する計画の認知症高齢者グループホームと小規模ケアハウスにつきましては、公募による事業者の選定を行い、現在選定された事業者が当組合からの指定を受けるための申請の準備を進めているところであります。

次に、訪問介護サービス事業者の介護報酬の状況についてでございます。訪問介護サービスに係る介護報酬のうち、利用者の自己負担分を除き保険者である当組合が介護サービス事業所に給付する保険給付費について、令和5年度と本年4月から7月までの令和6年度のデータを比較いたしました。

月平均件数は、令和5年度が1,286件に対し令和6年度が1,323件と約40件の増、保険給付費平均月額、令和5年度が約7,512万円に対し令和6年度が約815万4,000円と約640万円の増、1件当たりの保険給付額は、令和5年度が約5万8,000円に対し令和6年度が約6万1,000円と約3,000円の増となったところであります。

日常生活の家事の範囲を越える草むしりや大掃除など介護保険制度の対象とならない、いわゆる自費サービスであります。自費サービスであることから当組合では提供している事業者や実施状況の把握は行っていないところであります。

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症の集団感染、いわゆるクラスターの発生状況についてであります。岩手県が公表している新型コロナウイルス感染症の発生動向によると、令

和6年1月1日から9月29日までの一関保健所管内の高齢者施設におけるクラスターの発生件数は25件で、感染者数は職員が121人、利用者が271人、合計で392人となっているところであります。

次に、高齢者施設の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。当組合では新型コロナウイルス感染症を含む集団感染への対策として、平時から国や岩手県から発出される感染症対策の情報を組合ホームページへの掲載やメールによる事業所への通知により提供することで、感染症の予防と発生時の適切な対応について注意喚起を行っているほか、事業所に対する運営指導において感染時の対応を想定した業務継続計画の策定を推奨しているところであります。

感染者が発生したとの報告を当組合が受けた場合には、施設内での感染症対策の強化や保健所への相談を促し、施設内の感染拡大防止に努めていただいているところでございます。

介護サービス事業者の職員等の採用者数と離職者数についてであります。当組合では3年に一度、管内に介護サービス事業所を設置する法人を対象に介護労働実態調査を実施しており、直近では令和4年12月から令和5年3月にかけて、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの採用者数と離職者数について調査を行ったところであり、88法人中49の法人から回答があったところでございます。

この調査結果を申し上げますと、介護職員は採用者が152人であるのに対し離職者は167人、看護職員は採用者が45人であるのに対し離職者は33人、介護支援専門員は採用者、離職者とも9人、社会福祉士は採用者、離職者ともに1人、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び栄養士は採用が16人に対し離職者は10人となっているところであります。

議 長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） では、再度お尋ねいたします。

最初に介護認定者数の推移ですが、答弁をお伺いしますと、おおよそ1万人ほどで推移しています。ただ、この1号、2号被保険者が減っているため認定率が徐々に上がってきています。今後、このまま増えていくという見通しなのか、組合の認識をお尋ねいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護認定者数の見通しでありますけれども、第9期介護保険事業計画の中で、要支援者や要介護者の介護認定者は令和12年度まで増加し、令和13年度以降は緩やかに減少すると見込んでいるところであります。

議 長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 令和12年度まで増加して令和13年度から減るというのは承知しました。それについて、組合として、今からどのようなことを準備されているのでしょうか。どのようなことを考えられているかお伺いします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 第9期介護保険事業計画の策定の際は、長期的に見て認定者数が減少していくことを想定しながら計画を策定したところであり、具体的には施設整備について、今後は減少していくと見込んだ上で、計画に盛り込んだところでございます。

議 長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 減少するからというのは分からなくはないのですが、やはり認定者数が増えているうちは、それに見合った施設を担保するというのが行政の社会的使命だと考えるのですが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 施設整備につきましては、やはり一度整備をしますと20年、30年と運営をしていただく必要がございます。そういう意味では、短期的な推移というよりは長期的な視点で、経営という視点で考えていただく必要があるため、第9期の中ではそのような計画とさせていただいたところであります。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 長期的に見れば減少するという見立てですが、実際増えている間はその施設を利用できない方が当然出てくるわけです。それに対してきちんと手だてする、そういった必要があるということを申し上げて次の質問に移ります。

特別養護老人ホームの入所待機者数ですが、令和5年度は増床したということでしたけれども、さらに増床する必要があるかどうか、組合の認識についてお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 特別養護老人ホームの施設整備ということだと思いますけれども、第9期については先ほど申し上げたような考えで、施設整備については計画に盛り込まなかったところではありますが、当然見込みと実際の推移というものがどうであるかというものは、その都度検証していく必要があると思いますので、次の第10期の計画策定の際にも、施設整備の必要性などについて改めて検討する必要があると考えてございます。今時点では、長期的にどうするという答えは持ち合わせておりませんが、第10期の計画策定の際に検討してまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 入所待機者の中で令和6年4月1日だと待機者数323人のうち早急に入所が必要な方が60人いらっしゃいます。また、そのほかに1年程度で入所が必要な方が38人、早期に入所が必要な方が98人というような実態があります。これに対して当然介護する家族の方の負担もあるだろうし、何かしらの介護サービスを利用して何とかやりくりされている、こういう実態があるわけです。やはり長期的な視点に立って施設整備の必要性を考えるのではなくて、それははっきり言ってビジネスをやっているのと同じ考えではないかと私は考えますが、やはりビジネスではないので、介護を受けたい人にはきちんと満足に手が届く、そういうように考えるべきだと私は考えますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 施設整備についてはこれまでもお話しはしておりますが、当然保険給付が絡んでまいります。保険料に反映されるわけでありますので、やはりどこまで保険料の負担をお願いできるのかということも合わせて考える必要があるかというように考えてございます。また、施設待機者については、そのような入所以外の訪問サービスなどで対応できるように考えてまいりたいというように考えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 介護保険の制度そのものにも問題があるのですけれども、今度は管理者である佐藤管理者にもお尋ねします。やはり国庫負担、これを10%引き上げれば大分介護報酬も入ってくるだろうし、介護従事者の処遇改善も進むだろうと考えます。そういうことを国にどのような形で要望されているのでしょうか、あるいはされていないのでしょうか、お尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 最初の1回目の質問でもあったようなこと、あるいはその後の再質問でもあ

るようなことというのが全国の市町村の現場で共通していることです。介護報酬の引上げのことですとか、介護保険料の関係ですとか、それから今は戦後の第1次ベビーブームの皆さん方が後期高齢者に入ってきましたので、ここ当分の間は介護の需要というのは量としてもマックスの状態になると思いますが、その後において、それはまた次第に減少していきます。その中で施設整備をどうするかと、入所タイプのものをどうするか、在宅でどうするかといったことが議論としてあるわけです。

先ほど冒頭に、壇上からの話の中で介護保険自体の枠組みの話をいただきましたが、むしろ国政の場でそうしたことは大いに議論されて、今、日本として立ち行かないという状況のところをどのようにしていくかといったところに議論が集約されるべきだと思ってございますので、それは全国市長会においても、あるいは町村会においてもそうしたような声は届けているところであります。むしろそうした現場で皆様方、党においても積極的に御発言なされていくのがしかるべきと、このように考えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 分かりました。では、次に移ります。

3つ目の第8期介護保険事業計画における施設整備の状況ですが、4施設が未整備になった理由、これをどのように捉えていらっしゃるのかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 第8期介護保険事業計画において整備する計画となっていた施設について、未整備となった理由でありますけれども、まず、介護医療院と複合型サービス施設では、施設整備を検討していた法人において、希望する建設用地の取得に時間を要する見込みであることや、介護職員の確保が困難であることなどにより指定申請には至らなかったところであります。

地域密着型小規模特別養護老人ホームでは、地域密着型サービス事業所設置候補者選考委員会により事業所設置候補者として法人は選定されたところでありましたが、その選定された法人が選定後に、法人の都合によりまして計画の遂行が困難になったという状況であります。

また、小規模多機能型居宅介護施設では、地域密着型サービス事業所設置候補者選考委員会により候補者として選定された法人が、昨今の物価高騰や人材不足により、人材確保が難しいというようなことにより辞退したということが理由となっております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 今、理由をお話いただきましたが、これについて、今後生かすべき教訓というのはどのようなことを学ばれたのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） このような中で、やはり人材確保が難しいというような意見もございました。そういった状況を受け、これに限ったことではなく、現在運営している施設の法人においても、やはり人材確保が大きな課題だという話も伺っておりますので、そういう点について、なかなか解決策としてお示しすることが難しいところではありますが、施設整備を検討する際には人材確保という面も十分検討していただくようにお話をしてまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 今回できなかったことについて、人材確保が困難ということでしたけれども、これについて第9期介護保険事業計画に反映された点というのはどのようなものがあるのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 第8期の計画では辞退があり施設整備に至らなかったため、引き続き第9期での施設整備を考えているという部分もございますが、このことについては、そのような経過があったということもございますので、事前に御相談をいただく際にはそのような部分について十分検討していただくようお話をし、より実現性の高い計画となるよう協議をさせていただきたいと考えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） しっかり対応していただきたいです。

次に、第9期介護保険事業計画における施設整備ですが、これは今計画どおりという認識でよろしいのでしょうか。それとも辞退した事業者などがいらっしゃるのかどうかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 第9期の計画であります。令和6年度に予定している2施設の施設整備について、それぞれ希望する法人がございまして、事業者選定を行ったところであります。現時点では辞退という申出はございませんので、順調に進んでいるものと考えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 引き続き計画どおりになるよう最大限努力をしていただきたいということを述べまして、次の質問に移ります。

次に、訪問介護サービス事業所の状況で、報酬が引き下げられており、さらにベースアップといますか、賃上げの分が国からも出ているのですが、これは差引きするとトータルではプラスになるのでしょうか、マイナスになるのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 令和6年4月の介護報酬改定による管内の訪問介護サービス事業者への影響ということでありますが、訪問介護サービスに係る介護報酬のうち、利用者負担分を除き保険者である当組合が介護サービス事業所に給付する保険給付費を見ますと、1件当たりの保険給付額は令和5年度が約5万8,000円、令和6年度が約6万1,000円となっており、令和6年度は令和5年度と比べて約3,000円増加しております。

また、処遇改善加算を含まない基本報酬などの保険給付費は、1件当たりですが、令和5年度が約4万7,000円、令和6年度が4万8,000円と令和6年度は令和5年度と比べて約1,000円増えている状況であります。

また、処遇改善加算については、1件当たり令和5年度が約1万円、令和6年度が約1万2,000円と令和6年度は令和5年度と比べて約2,000円増えているというような状況となっております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） そうすると、保険給付費は減っていないということなののでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 当組合での給付費の実績を見ますと、前年比ではプラスになっているという状況であります。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） それでは、訪問介護サービス事業者についてですが、今年度に入ってから倒産や事業を閉鎖した事業者というのはいらっしゃるのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 令和6年4月から9月末までに廃止した訪問介護サービス事業所は2つの事業所となっております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 理由についてどのように把握されておりますか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 廃止の理由であります、法人の解散によるものと、利用者の減少により経営が困難になったものと伺っております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） この訪問介護サービス事業所の人材確保といたしますか、充足状況というのはどうなのでしょう。分かれば教えていただきたい。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 充足状況ということではありますが、事業所における訪問介護の人材確保の状況については、調査を実施していないため当組合では把握していないところであります。岩手労働局の常用求人・求職バランスシートによりますと、一関公共職業安定所における令和6年8月の介護サービス職業従事者の月間有効求人倍率が2.14倍であり、サービス職業従事者8職種の中では2番目に高い有効求人倍率となっております。

また、全職業分類55職種の中では、14番目に高い有効求人倍率となっていることから、訪問介護サービス事業所におきましても人材確保が難しい状況にあると捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 訪問介護に専ら従事する方の有効求人倍率についてはいかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 絞った中での倍率というのは、申し訳ございませんが把握しておりません。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 先ほど、有効求人倍率が2.14倍だということでしたが、いずれ人が足りなくなれば介護サービスもできなくなり、利用者も困るわけです。それについて、構成市町と連携して人材確保のために何かしらの対策を考えるべきだというように思いますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 人材確保の施策については、構成市町が、介護分野に限らず各分野での人材確保の取組をいただいているところでありますが、組合独自の視点で申し上げますと、独自の支援策を実施するといった場合、構成市町の税金である分担金を財源として実施することとなります。また、組合で実施する場合、当該支援の対象が介護サービス事業所に限られるため、ほかの福祉施設への支援との公平性の観点から、やはり慎重に進めなければならないものと捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 慎重にやらなければならないという御答弁だったのですが、制度上はできるという理解でよろしいのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 事業につきましては、基本的には介護保険を使って介護保険制度の中で行うということになり、国、利用者、組合の負担割合というものが既に決まっておりますので、そ

の中で運用するというのはなかなか難しいというように思っております。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 介護保険の構造的な問題ということになるのでしょうかけれども、そうすると、やはり構成市町に要請してこういう具体の手だてを取ってもらうということを組合としては当然のことなのですね。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 組合といたしましても、高齢福祉の施策全般に関しては構成市町と協議を行いながら、その中で介護保険分野という位置づけで取り組んでいるところであります。情報共有しながら構成市町と連携し、どのようにしたらいいかというような意見交換の場を設けることを当然行いながら進めているところであります。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 施設整備については、今後の第 1 号被保険者の見通し、あるいは介護が必要になる方の見通しを立てて施設整備計画を考えていくというような御答弁でしたが、やはり特別養護老人ホームなどの施設はこれ以上造れないとか、長期的に見ると認定者数が減少する見込みであることから、一時のために増設できないというお答えもありましたけれども、そうであれば、それに対応できるような体制、例えば、きちんと在宅で介護ができるとか、人を増やすなりして、体制をきちんとつくっていく必要があると、そう考えます。その手だてとして、組合としては独自で実施することは難しいというようなこともありましたので、やはりそこは構成市町の一関市と平泉町にきちんと要望して実現していただくべきだと考えますが、再度所感をお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 住民サービスという観点で考えていく必要があるかと思います。また一方では介護保険制度の安定的な運営という視点も必要かと考えてございますので、そういう両方の視点を踏まえながら構成市町と協議をしてまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） それでは、ぜひ拡充されるよう取り組んでいただきたいということを申し上げて次の質問にいきます。

次に、高齢者施設の新型コロナウイルス感染症におけるクラスターの発生状況ですが、新型コロナウイルス感染症は昨年の 5 月頃に、感染症法上の位置づけが 2 類から 5 類に変更になりましたが、現状として、クラスターの発生状況などはどうなっているのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 昨年度とここ数年来の比較ということですが、今は明確な数字を持っておりませんが、やはり 5 類に移行しても、先ほど答弁したとおり集団感染、いわゆるクラスターが発生しているという状況でありますので、引き続き注意をしていかなければならないという状況ではあります。

すみません、昨年度と若干時期がずれますが、クラスターは減っているようですが、いずれクラスターが発生しているという状況でありますので、やはり注意をしていく必要はあるというように思いはしてございます。

議長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 5 類になっても感染力そのものは変わっていませんので、単に国の施策が減

ったということになります。が、実際高齢者施設でお話をお伺いしますと、ワクチン接種の自治体の補助は始まっているのですけれども、やはり自己負担が高すぎて、こればかりの補助では足りないとその方は怒っていましたが、実際接種を控える職員も多いのだそうです。これについて何か構成市町と相談してもう少し介護福祉や福祉施設に対し、独自の補助というのは考えられないのでしょうか。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 独自支援策ということですが、先ほど申し上げましたとおり、独自に介護サービス事業者等、施設も含めてですが、この場合には構成市町に新たな分担金をお願いせざるを得ないということもございます。

また、先ほども申し上げましたように、当組合で実施する際は介護サービスの事業者に限定された施策という位置づけになることから、他の福祉施設への支援の公平性という観点から、なかなかすぐに実施するということは難しいと捉えております。

ただ、この新型コロナウイルス感染症の対策につきましては、当組合に限らず全国的な課題だということに捉えております。そのようなことから、国や岩手県に対して支援の継続なり要望していきたいということに考えております。

議 長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） ワクチン接種の件もそうですけれども、新型コロナウイルス感染症の簡易検査キットについても、やはり高額で十分確保できていないという状況だそうです。ワクチン接種の費用が高いからもう少し補助率を高めてほしいとか、今、事務局長の答弁では広域行政組合独自では難しいが構成市町と協力してとおっしゃったかと思いますが、いずれ連携して対策を取るというようになります。

ここは広域行政組合の議会ですので、それぞれの構成市町の首長がいらっしゃいますが、今日は管理者、副管理者ということでございますので、あえて申し上げませんが、きちんとそういったことを構成市町の首長に申し入れて、要請して拡充していただきたいということを申し上げます。

次に、介護サービス事業者の職員の充足率ですが、組合の認識としてきちんと必要な人員というものは確保されているものでしょうか。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 運営指導などにおいて法人にお伺いして体制を確認しておりますが、サービスを提供する体制とすれば基準にのっとった体制が確保されているというように捉えているところであります。

議 長（千田恭平君） 4 番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 先ほど答弁では、離職者数も採用者数と同じくらいでありましたが、実際組合独自で離職者を出さない対策というのは何か取られているのでしょうか。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 離職者を出さない、人材の定着ということに向けた取組ということですが、当組合では第9期介護保険事業計画の介護人材の確保、育成、定着の施策の中で、新たにハラスメント対策を含めた働きやすい職場環境づくりの促進に取り組むこととしております。介護サービス事業者などへの適切な運営指導を行い、離職防止の取組を進めることとしております。

また、第8期介護保険事業計画から許可した部分ということで申し上げますと、構成市町と連携しハラスメントの防止や介護職員のモチベーションアップにつながる研修会の開催に力を入れることとしております。介護の人材不足は、先ほども申し上げましたが、解消するためには当組合だけの保険者の課題ということではなく、国全体でどうあるべきかを検討して対処すべき課題であると考えているところであります。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 介護保険というのは国のルールにのっとってやるものですから、組合独自の施策というのはなかなか難しいというのは私も承知しております。ただ、それでよかれというようには考えていません。やはりどんどん改善していく、例えば国庫負担をあと1割増やせば大分介護報酬も増えるだろうし、賃金の引上げにも使えるだろうと考えますが、やはりそういうところについて、我々も頑張ってはいますが、構成市町の首長というか、管理者の佐藤管理者もそういうところはきちんと国に対して声を上げていていただきたいとお話いたしましたので、私の質問を終わります。

議長（千田恭平君） 齋藤禎弘君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

午後3時10分まで休憩します。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時10分

議長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

先ほどの齋藤禎弘君の質問の答弁に対し、佐藤事務局長より発言訂正の申出がありましたので、この際これを許します。

佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほど齋藤禎弘議員の御質問に対する答弁の中で訂正をお願いしたい箇所が2か所ございましたので、お願いを申し上げます。

1点目が訪問介護サービス事業者の介護報酬について、保険給付費の平均月額について、令和6年度分について約815万4,000円と申し上げましたが、8,154万円の誤りでございましたので、訂正をお願いいたします。

もう1点ですが、高齢者施設における新型コロナウイルス感染症の集団感染、いわゆるクラスターの発生状況の御質問でありましたが、昨年度と比較し減少しているというお答えをいたしました。件数は横ばいであり、発生者数で申し上げれば増加ということでございました。

申し訳ございませんでした。訂正をお願い申し上げます。

議長（千田恭平君） 日程第4、報告第1号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について及び日程第5、報告第2号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 報告第1号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について、申し上げます。

本件は、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算のうち、エネルギー回収型一般廃棄物

処理施設環境影響評価事業、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備運営事業者選定事業及び一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査等事業について、合わせて6,827万4,200円を令和6年度に通次繰越ししたので報告するものであります。

次に、報告第2号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について、申し上げます。

本件は、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計予算のうち、リサイクルプラザ管理事業、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業及び一般廃棄物最終処分場整備事業について、合わせて1億3,478万2,000円を令和6年度に繰越明許したので報告するものであります。

以上であります。

議長（千田恭平君） 報告に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

議長（千田恭平君） 日程第6、認定第1号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び日程第7、認定第2号、令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 認定第1号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号、令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査を終えましたので、議会の認定に付するものであります。

なお、一般会計及び介護保険特別会計決算の概要につきましては、会計管理者及び事務局長が説明いたします。

議長（千田恭平君） 中村会計管理者。

会計管理者（中村由美子君） 令和5年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、総括的な説明を申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

各会計歳入歳出決算総括表であります。

表の左から4列目の収入済額、2つ飛びまして支出済額、さらに2つ飛びまして、右端の収入支出差引額の欄で説明いたします。

初めに、一般会計について申し上げます。

収入済額29億6,372万785円、支出済額25億4,916万3,000円で収入支出差引額は4億1,455万7,785円であります。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、介護保険特別会計事業勘定であります。収入済額169億6,142万7,735円、支出済額163億5,878万9,129円、収入支出差引額は6億263万8,606円であります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定であります。収入済額3,228万7,428円、支出済額3,157万3,587円、収入支出差引額は71万3,841円であります。

なお、実質収支額についてであります、ただいま申し上げました各会計の収入支出差引額から令和6年度に繰り越す事業の財源の額、これを差し引いた額が実質収支額となります。

一般会計において繰越事業がございますので、説明を申し上げます。

36ページをお開き願います。

一般会計の実質収支に関する調書であります。

調書は千円単位となっております。

表の区分、4、翌年度へ繰り越すべき財源の欄を御覧ください。

(1)の継続費通次繰越額が6,827万4,000円、(2)の繰越明許費繰越額が1億3,478万2,000円となっており、実質収支額は2億1,150万2,000円となります。

他の会計には繰越事業がございませんので、先ほど申し上げました各会計の収入支出差引額が実質収支額となります。

以上で決算の概要について、私からの説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 令和5年度一関地区広域行政組合決算の概要につきまして、主要な施策の成果に関する説明書により一般会計、特別会計の順に説明を申し上げます。

2ページをお開き願います。

まず、一般会計の決算について説明を申し上げます。

決算額は、四捨五入による1,000円単位で申し上げます。

(3)の歳入決算につきまして、1の分担金及び負担金は、当組合を構成する一関市及び平泉町からの収入であり、決算額は22億8,060万9,000円、前年度比で7,445万3,000円の増であります。

構成団体ごとの内訳につきましては、3ページの(5)分担金及び負担金の内訳に記載のとおりであり、合計額で申し上げますが、一関市が21億3,006万8,000円、構成比は93.4%、平泉町が1億5,054万1,000円、構成比は6.6%であります。

2ページにお戻り願います。

2の使用料及び手数料について、使用料は清掃センター敷地内に設置を許可しております自動販売機などの敷地料、手数料は一般廃棄物処理業などの許可申請手数料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料であり、決算額は1億7,933万9,000円、前年度比で130万2,000円の増であります。

飛びまして、8の諸収入は、清掃センターにおける資源物などの売払い金などであり、決算額は1億338万1,000円、前年度比で1,079万4,000円の増であります。

3ページとなりますが、(4)の歳出決算につきまして、1の議会費は、組合議会議員報酬のほか、会議録作成などの議会事務に要する経費であり、決算額は164万1,000円、前年度比で22万3,000円の減であります。

主要な事業につきましては9ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

2の総務費は、組合運営に要する経費のほか、財政調整基金への積立てをしたものであり、決算額は1億5,841万1,000円、前年度比で6,856万6,000円の減であります。

主要な事業につきましては9ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

3の衛生費は、火葬、ごみ処理、し尿処理に要する経費で、決算額は23億7,878万7,000円、前

年度比で2億6,946万9,000円の減であります。

4の公債費の決算額は1,032万4,000円、前年度比で914万7,000円の減であります。

4ページをお開き願います。

(6)の目的別地方債残高につきまして、令和5年度末残高は2,111万1,000円であります。

次に、介護保険特別会計事業勘定の決算について、説明を申し上げます。

5ページとなりますが、(2)の歳入決算につきまして、1の保険料は、決算額は30億2,841万2,000円、前年度比で891万2,000円の減であります。

2の分担金及び負担金は、当組合を構成する一関市及び平泉町からの収入であり、決算額は25億1,529万8,000円、前年度比で2,276万2,000円の減であります。

構成団体ごとの内訳につきましては、6ページの(4)分担金の内訳に記載のとおりであり、合計額で申し上げますが、一関市が23億6,433万円、構成比は94.0%、平泉町が1億5,096万8,000円、構成比は6.0%であります。

5ページにお戻り願います。

次に、(3)の歳出決算につきまして、1の総務費は、保険事業の総務的な業務や保険料の賦課徴収、要介護認定に係る調査及び審査に要する経費であり、決算額は2億6,156万円、前年度比で1,567万6,000円の減であります。

主要な事業につきましては35ページに、認定者数につきましては40ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

2の保険給付費の決算額は148億2,606万4,000円、前年度比で918万1,000円の増であります。

なお、介護サービス費等の給付実績につきましては41ページ、42ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

3の地域支援事業費は、介護予防事業及び包括的支援等事業に要する経費であり、決算額は6億9,626万1,000円、前年度比で1,515万1,000円の増であります。

4の基金積立金は、保険料及び基金利子を介護給付費準備基金に積立てしたものであり、決算額は1億6,024万3,000円、前年度比で1,562万円の増であります。

6の諸支出金は、過年度保険料還付金及び前年度の介護給付費などの精算に伴う国、県、構成市町への返還金であり、決算額は4億1,466万1,000円、前年度比で1億5,464万9,000円の増であります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定の決算について、説明を申し上げます。

7ページをお開き願います。

サービス勘定につきましては、一関西部地域包括支援センター及び一関東部地域包括支援センターが所掌する要支援1、2などの利用者の介護予防支援計画、いわゆる介護予防ケアプランの作成管理をするものであります。

(2)の歳入決算であります。1のサービス収入は、介護予防ケアプランの作成料であり、決算額は3,218万6,000円、前年度比で83万2,000円の増であります。

次に、(3)の歳出決算であります。1のサービス事業費は、介護予防ケアプランの作成に係る事務費及び居宅介護支援事業所への介護予防ケアプランの作成委託費であり、決算額は3,152万8,000円、前年度比で24万6,000円の減であります。

次に、主要な事業について説明を申し上げます。

11ページをお開き願います。

一般会計分となりますが、上から2つ目の白丸の生活環境対策費につきましては、主に清掃センター施設周辺住民との公害防止協定などに基づく業務に要したものであります。

黒丸の上から2つ目の公害防止等に関する会議等の開催につきましては、定期的に稼働状況及び環境測定結果の報告などを行ったものであります。

次の一般廃棄物処理施設周辺住民健康診断につきましては、舞川清掃センター、大東清掃センター及び東山清掃センター施設周辺住民の皆様の健康診断などを実施したものであります。

12ページをお開き願います。

上から2つ目の白丸の一般廃棄物処理施設整備理解促進事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び新最終処分場の整備に関し、住民説明会の開催や広報紙の作成配布などにより住民の理解促進を図ったものであります。

次の火葬場管理費につきましては、釣山斎苑及び千厩斎苑の運営費及び施設設備の維持補修費であり、釣山斎苑及び千厩斎苑の火葬炉補修工事を実施したものであります。

施設の利用実績につきましては、18ページ、19ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

2つ飛びまして、ごみ焼却施設管理費につきましては、一関清掃センターの運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、燃焼設備等整備、排ガス処理設備整備などを実施したものであります。

13ページをお開き願います。

ごみ焼却施設管理費（繰越明許費）であります。これにつきましては、施設の設備等修繕を令和4年度から令和5年度にかけて行ったものであります。

次のリサイクルプラザ管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、破碎設備の整備などを実施したところであります。

次のリサイクルプラザ管理費（繰越明許費）につきましては、施設の定期整備工事などを令和4年度から令和5年度にかけて行ったものであります。

1つ飛びまして、ごみ収集運搬事業費につきましては、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみを委託により収集したものであります。大東清掃センター分も同様であります。

14ページをお開き願います。

廃棄物処理施設モニタリング事業費につきましては、廃棄物処理施設から発生した廃棄物の放射性物質濃度測定を専門業者に委託して実施したものであります。

1つ飛びまして、ごみ焼却施設管理費につきましては、大東清掃センターの運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、燃焼設備等整備工事、耐火物の補修工事などを実施したものであります。

次のリサイクル施設管理費につきましては、施設の運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、受入供給設備整備、破碎設備整備などを実施したものであります。

次のリサイクル施設管理費（繰越明許費）につきましては、設備の修繕などを令和4年度から

令和5年度にかけて行ったものであります。

15ページとなりますが、舞川清掃センター管理費につきましては、最終処分場の運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

次の指定廃棄物保管事業費につきましては、国の委託を受けて保管管理している8,000ベクレルを超えるベントナイトシートについて、空間線量率測定を専門業者に委託して実施したものであります。

次の花泉清掃センター管理費につきましては、最終処分場の運転管理及び施設の維持管理の経費であります。

なお、花泉清掃センターについては、埋立て容量の上限に達したため、令和4年7月に埋立てを終了したところであります。

次の東山清掃センター管理費の経費につきましても同様であります。

ごみ処理施設及び最終処分場の施設の概要につきましては、20ページ、21ページに記載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

16ページとなりますが、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業費につきましては、熱等有効利用実現可能性調査及び用地測量などを実施したものであります。

次の一般廃棄物最終処分場整備事業費につきましては、一般廃棄物最終処分場整備に係る継続費設定の対象事業であります生活環境影響調査及び不動産鑑定評価を実施したところであります。

次の一般廃棄物処理施設整備事業費（逡次繰越）につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備に係る環境影響評価を、一般廃棄物最終処分場整備につきましては生活環境影響調査を実施したところであります。

次の一般廃棄物処理施設整備事業費（繰越明許費）につきましては、マテリアルリサイクル推進施設整備に係る基本計画を令和4年度から令和5年度にかけて策定したものであります。

17ページとなりますが、し尿処理施設管理費につきましては、一関清掃センターのし尿及び汚泥の処理並びに施設の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、定期整備工事などを実施したものであります。

一番下の白丸のし尿処理施設管理費につきましては、川崎清掃センターのし尿及び汚泥の処理並びに施設の維持補修の経費であります。

施設設備の補修につきましては、定期整備工事などを実施したものであります。

22ページをお開き願います。

(2)のAはごみ搬入量実績（全体）であります。令和5年度の搬入量の合計は3万2,784.12トン、前年度比で1,071.35トンの減であります。

23ページから26ページまでは、種別ごとのごみ搬入量実績であります。

28ページをお開き願います。

カであります。資源物の搬出状況であります。令和5年度の搬出量の合計は3,204.54トン、前年度比で191.66トンの減であります。

29ページをお開き願います。

キは最終処分場埋立量であります。令和5年度の埋立量の合計は3,630.41トン、前年度比で356.42トンの減であります。

32ページをお開き願います。

(2)のAですが、し尿・浄化槽汚泥搬入量であります。令和5年度の搬入量の合計は7万

272.31キロリットル、前年度比で2,864.23キロリットルの減となっております。

なお、環境測定値につきましては30ページ、31ページ、33ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

いずれの施設においても、国の基準を下回っております。

以上が一般会計の決算であります。

次に、介護保険特別会計事業勘定分となりますが、37ページをお開き願います。

一般介護予防等事業費につきましては、訪問型サービス事業、通所型サービス事業及び一般介護予防事業について、構成市町に委託し実施したものであります。

2つ飛びまして、包括的支援事業費につきましては、1つ目の黒丸となりますが、地域包括支援センター業務の委託について、社会福祉法人、医療法人及び一関市病院事業の5事業所に委託して運営しているところであり、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護などを実施したものであります。

2つ目の黒丸の包括的支援事業業務の委託につきましては、介護等に関する総合相談業務などを2事業所に委託して実施したものであります。

38ページをお開き願います。

任意事業費につきましては、1つ目の黒丸となりますが、任意事業について構成市町への委託により、認知症サポーター養成講座、配食・給食サービス、家族介護支援事業などを実施したものであります。

39ページとなりますが、1は介護保険料の賦課及び収納状況であります。

(1)の調定額から(5)の不納欠損の事由別内訳までをそれぞれ特別徴収、普通徴収、滞納繰越の区分ごとに説明をいたします。

特別徴収は、(1)の調定額28億67万8,700円に対し(3)の収納率は100%であります。

普通徴収は、(1)の調定額2億3,130万7,900円に対し(2)の収入済額は2億1,586万2,800円で、(3)の収納率は93.17%であります。

滞納繰越分は、(1)の調定額2,795万1,000円に対し、(2)の収入済額は437万7,300円で、(3)の収納率は15.6%、(4)の不納欠損額は1,023万8,400円であります。

不納欠損の事由につきましては(5)のとおりで、生活困窮が81.6%、所在不明が4.3%、死亡による相続放棄などが11.8%、転出が2.3%であります。

43ページをお開き願います。

4は、介護保険事業計画と実績との比較であります。

総合計で申し上げますが、計画値の158億5,518万5,000円に対し、給付実績は148億2,606万4,000円であり、実績割合は93.5%であります。

以上が介護保険特別会計事業勘定の決算であります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定分となりますが、45ページをお開き願います。

上から2つ目の白丸の介護予防支援事業費につきましては、介護予防ケアプランの作成について、直営で2,171件、居宅介護支援事業所への委託として4,907件、合計7,078件の作成管理などを行ったものであります。

以上が介護保険特別会計サービス勘定の決算であります。

次に、財産に関する調書について説明を申し上げます。

決算書の74ページ、75ページをお開き願います。

1の公有財産の土地及び建物については、行政財産の土地としてエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設用地として10万2,401平方メートルの増となっております。

2の物品については、令和5年度中の増減はありませんでした。

76ページをお開き願います。

3の基金につきましては、財政調整基金の年度末現在高が2億1,042万8,000円、介護給付費準備基金の年度末現在高が8億5,214万1,097円であります。

以上で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

決算認定議案でありますので、一問一答方式の場合は回数の制限は設けませんが、時間は45分以内としますので、御留意願います。

岩渕優君の質疑を許します。

岩渕優君の質疑は、一問一答方式です。

9番、岩渕優君。

9 番（岩渕優君） 私の質疑は、認定第2号でございます。介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算書の50ページ及び51ページの1款1項の歳入であります。その中の保険料についてであります。

最初に収入未済額が令和4年度に対して増となった理由についてお伺いします。

2つ目が収入未済額の解消のために令和5年度はどのような債権管理を行ったのか伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 保険料の令和5年度の収入未済額が令和4年度に対して増額となった理由でございますが、まず基礎数値として申し上げます。普通徴収の件数であります。令和4年度は1万2,722件に對しまして令和5年度は1万3,623件と901件増加しております。

また、普通徴収の調定額であります。令和4年度は2億993万1,100円に對しまして令和5年度は2億3,130万7,900円と約2,138万円増加しております。

また、収納率ですが、令和4年度は92.81%に對し令和5年度は93.17%と令和5年度が令和4年度と比べて0.36ポイント高くなっております。

滞納繰越分についても、収納率が令和4年度は15.16%に對し令和5年度は15.60%と令和5年度が令和4年度に比べて0.44ポイント高くなっており、全体の収納率は上がっているところでございます。

こういったことから収入未済が増となった理由であります。普通徴収の被保険者数が増えたことにより調定額が増加した影響によるものと捉えているところでございます。

次に、債権管理についてであります。納期限を過ぎても保険料の納付が確認できない方に対しては、納期限後20日以内に督促状をお送りしております。また、督促状を送付した後もなお納付が確認できない場合は、催告書を送付し納付勧奨を行っているところであります。

また、納付が困難な方には随時納付相談を行いながら納付を促し、分納などにより納付につなげているところであります。

そのほかにも、不納欠損処理も適正な債権管理の一つでありますことから、時効を迎えたもの

については適正に処理をしているところでございます。

議長（千田恭平君） 9番、岩渕優君。

9番（岩渕優君） 収入未済がその後の不納欠損につながっていくと思われまじけれども、令和5年度の不納欠損の事由の中に生活困窮が8割を超えております。様々な取組をされていると思いますが、ここが非常にハードルが高いところだと思うのですが、組合として、この部分についてどのような手だて、対策というものを考えているのか、そこについて伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 生活困窮が、不納欠損の事由の中で最も割合が高いということでもあります。やはり1号被保険者につきましては、どうしても年金による収入のみという方も多くいらっしゃいます。そういう中で、所得に応じて負担をしていただいているところではございますが、それぞれの状況をお伺いしながら納付につながるよう、分納なり、そのような手続を踏みながら、生活困窮というお話をいただいている中でも可能な限り御負担いただけるように努めているというところであります。

議長（千田恭平君） 9番、岩渕優君。

9番（岩渕優君） 令和5年度の実績を基に次年度、令和6年度につながる取組をすることになるかと思いますが、先ほど年2回の催告、これは一般的にもやられていると思うのですが、この収入未済額を少しでも減らす努力を、令和5年度と比較して令和6年度に取り組んでいるものは何かあるのでしょうか、それについて伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 令和5年度につきましては、基本的にはこれまで取り組んでいる内容を丁寧に行ってきたところでございます。ただ、今後、さらに収納率を高めるという考えから、コンビニ収納や郵便局での納付、地方税統一QRコードを活用したクレジットカードやスマートフォンアプリなどによる電子決済の導入などについても検討してまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 9番、岩渕優君。

9番（岩渕優君） 収入未済だったり、それから不納欠損だったりの理由からして、今、事務局長がおっしゃった内容で事足りるのでしょうか。そこについての見解をお願いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 収入未済につきましては、初めといいますか、累積をしてしまうとどうしても納付が困難になるというような状況がありますので、最初に未納を生じさせない、そういうような取組が大事だと考えてございます。そういうことで累積、未納がたまっていけないような取組ということで、納付しやすい環境の整備というのも効果がある取組ではないかと考えておりますので、そういうことも検討してまいりたいということでもあります。

議長（千田恭平君） 岩渕優君の質疑を終わります。

次に、那須勇君の質疑を許します。

那須勇君の質疑は一問一答方式です。

8番、那須勇君。

8番（那須勇君） 私からは、認定第1号でございます。令和5年度一関地区広域行政組合の一般会計決算の承認について、通告した内容で質疑させていただきます。

全て主要な施策の成果に関する説明書の中で質問いたしますが、まずは主要な施策の成果に関する説明書の11ページ、3款1項1目の衛生総務費の関係でございます。生活環境対策費につい

てですが、公害防止等に関する会議等の開催について、先ほど事務局長からも会議の目的等についてお話がありましたが、私からは各清掃センターの会議等の開催状況についてお伺いをいたしますし、その中で出ております意見等に対する具体的な取組についてお伺いをいたします。

次に、一般廃棄物処理施設周辺住民健康診断についてでございますが、各清掃センターの診察内容、それから診察結果はどのように受診者にお知らせしているのかお伺いをいたしますし、この住民健康診断の期間はいつまでとしているのか、その上で生活環境に対する住民不安をどのように捉えているかという点と、施設周辺住民の公害に対する不安解消にこの住民健康診断が関わっているのか、その点についてお伺いをいたします。

次の項目として、主要な施策の成果に関する説明書の16ページですが、3款3項6目施設整備費について、一般廃棄物最終処分場整備事業費の中の処分場整備についてですが、生活環境影響調査、この中の観測井設置業務委託がございますが、この観測井とはどういう施設なのかも含め委託の内容についてお伺いをいたします。

次に、主要な施策の成果に関する説明書の16ページ、3款3項6目の施設整備費、これにつきましては環境影響評価、それから生活環境影響調査の結果について何う予定でございましたが、これにつきましては新ごみ処理施設につきましては10月17日から縦覧、公表されておりますので内容については回答を求めませんし、最終処分場につきましても先ほど一般質問で沼倉議員が生活環境影響調査委託の内容についても質問して答弁をいただいておりますので、この内容についても答弁は求めません。新最終処分場の昨年の住民説明会の中での意見に対する対応の件ですが、これにつきましても、先ほど豪雨災害についての対応について答弁がありましたが、これに対する住民説明会での意見ということで、この内容につきましても再度質問して答弁をお願いしたいと思います。

認定第2号につきましても引き続き質疑させていただきますと、主要な施策の成果に関する説明書の43ページになります。先ほど事務局長からもお話をいただきました介護保険の事業計画と実績との比較の関係でございます。総合計での説明を受けましたが、総合計の実績割合の減少についてはどのように捉えているのか、理由と原因についてお伺いいたしますし、介護予防サービス費の中の地域密着型サービスの事業割合、これが47.5%ということで50%を下回っておりますが、その結果についてどのように捉えているのかお伺いをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） それでは、生活環境対策費についてであります。各清掃センターの公害防止等に関する会議などの開催状況については、まず一関清掃センターでは年1回、10月に施設の稼働状況や環境測定結果を、狐禅寺地区生活環境対策協議会を組織する狐禅寺地区の住民の皆様に文書により報告をしております。

大東清掃センターでは、大東清掃センター公害防止対策協議会を年2回、7月と12月に開催しております。舞川清掃センターでは、舞川清掃センター運営委員会を年2回、5月と11月に開催しております。東山清掃センターでは、東山清掃センター公害防止協定委員会を年1回、5月に開催しております。

それぞれの会議では施設の稼働状況や環境測定結果、放射能測定結果について定期的に報告をさせていただいているところであります。

会議で出された意見でございますが、大東清掃センター公害防止対策協議会では、ごみ減量化

に向けて組合としても取り組むべきとの意見が多く出され、舞川清掃センター運営委員会では、舞川清掃センターに一時保管している指定廃棄物であるベントナイトシートの早期撤去などの意見をいただいたところであります。

これらの意見に対しまして組合では、ごみの減量化の取組として、住民がごみ処理の現状や自分に何ができるかなどについて理解を深めていただくことが必要と考えていることから、清掃センターの施設見学やリサイクル工作教室、再生品販売などの環境学習に取り組んでいるほか、令和6年度は小型家電に使われている金属の再資源化を図るため、使用済み小型家電回収の対象品目を拡充し、新たにカセットコンロ、ホットプレート、電子レンジ、トースターを追加したところであります。

また、本年度の新たな取組として、当組合で集積所などにコンテナなどを設置し、指定ごみ袋を使用せずに資源ごみを排出することができるコンテナ等回収実証事業を、本年10月から12月までの3か月間実施するほか、管内の住民を対象としたごみの分別に関する勉強会は、本年9月末時点で10回開催しており、10月以降も開催を予定しているなど、ごみ減量化に向けた取組を進めているところであります。

また、指定廃棄物であるベントナイトシートの早期撤去については、環境省と協議を進め、令和5年度に指定廃棄物の指定を解除するための放射性物質濃度低減作業を環境省から打診されたため、本年5月に行われた令和6年度第1回舞川清掃センター運営委員会において、環境省職員が同席の上、低減作業の内容や期間などの説明を行い低減作業について理解をいただいたところであります。

環境省が行った放射性物質濃度低減作業は本年6月から8月にかけて実施され、作業が完了したところであります。また、低減作業が完了したベントナイトシートについては、本定例会に補正予算を計上させていただいております放射性物質汚染廃棄物処理事業により処分をすることとしております。

次に、一般廃棄物処理施設周辺住民の健康診断についてであります。実施している健康診断の項目は、身長、体重、血圧測定、尿検査などの基礎健診、赤血球数、血色素量、血球容積などの血液学的検査、AST、ALT、ガンマGTPなどの生化学的検査、肝炎ウイルス検査や心電図検査、腹部超音波検査、腫瘍マーカー検査、胸部X線撮影検査、大腸がん検診、内科検診など41項目となっております。

健診の結果につきましては、個人情報であるため当組合では把握しておりませんが、健診結果は、舞川清掃センター分は健康診断業務の受託事業者から一関清掃センターに一括で届き、それを一関清掃センターから受診者の自宅に郵送しているところであります。

大東清掃センター及び東山清掃センター分は、健康診断業務の受託事業者による事後指導を行う際に受診者へ配付しており、事後指導を受けない方については大東清掃センターから受診者の自宅に郵送しているところであります。

なお、医師の診断が必要とされた方の健康診断結果については、健康診断業務の受託事業者から別送で、各清掃センターへ届くため、早急に本人の元に届けているところであります。

健康診断の実施時期については現時点では終了時期というものは決めてございませんが、今後、周辺住民の方や公害防止協定を締結している協議会との協議により決めていくこととしております。

生活環境に対する施設周辺住民の不安については、一般廃棄物処理施設は住民生活には欠かす

ことのできない施設であります。稼働する上で騒音や振動、排ガスや放流水など生活環境への影響について不安を抱いている方がいることは認識しております。このことから、生活環境への影響に対する不安を低減するため、施設の安全性を周知していくことが大事であると捉えております。

生活環境や健康への影響に対する施設周辺住民の不安解消については、各清掃センターでは排ガスや放流水などについて国が設定している環境基準値、または地元と締結している公害防止協定で定めがある場合はその基準値を遵守し、施設を稼働しております。これらの環境測定結果を組合のホームページなどで公表することや、先ほど申し上げました健康診断の実施、また、施設の安全性を理解していただけるよう施設見学の受入れなどを継続して行っていくことで施設の安全性などに対する理解につながり、そのことが不安解消にもつながっていくものと捉えております。

次に、一般廃棄物最終処分場整備事業についてであります。生活環境影響調査観測井設置業務委託で実施した内容ですが、一般廃棄物最終処分場、以下、新最終処分場と申し上げますが、この整備に係る生活環境影響調査において新最終処分場の整備による地下水の流れへの影響を予測するため、地下水の水質及び水位の変動を測定することとしていることから測定に必要な観測井、いわゆる観測用の井戸を設置したものであります。

続きまして、一般廃棄物最終処分場の説明会での意見やその対応ということでございますが、生活環境影響調査の実施に当たっては、令和5年9月23日に建設候補地周辺自治会の範囲の住民の方を対象とした周辺自治会説明会、また、同年9月25日にどなたでも参加できる住民説明会を開催し、意見をいただいたところであります。

説明会では、調査地点や調査期間の見直しについて意見をいただいたところであり、専門家の意見も踏まえて調査内容の見直しを行ったところであります。

具体的な見直しの内容について、大気質に関する調査につきましては、粉じんの調査期間を冬期の1か月から季節ごとにそれぞれ1か月へ、気象観測を冬期の1か月から1年間の通年へ変更するとともに、騒音、振動に関する調査については調査期間を1日から3日間に変更し、調査地点を候補地の最寄りの住宅3地点に加え千厩高等学校及び木六地区の2地点を追加し、計5地点で調査を行うこととしたものであります。

また、道路交通に関する調査については、調査期間を1日から3日へ変更したところであり、見直し内容については、令和5年12月発行の組合広報紙「くらしの情報」を全戸に配布したほか、建設候補地周辺自治会の範囲の皆様方にチラシを作成、配布し、周知をしたところでございます。また、施設の性能、豪雨対応ということですが、そのような御質問もいただいたことから、それらについても実施設計を現在行っている内容について、今後の説明会の中で説明をしていく予定としております。

続きまして、介護保険事業計画の実績との比較についてであります。介護保険事業計画の令和5年度計画は第8期介護保険事業計画策定時に計画したものであり、令和5年度給付実績は新型コロナウイルス感染症の影響による居宅介護サービスの給付費の減少や、第8期介護保険事業計画で令和5年度に整備する計画としていた地域密着型サービス事業所のうち小規模多機能型居宅介護や複合型サービス施設が整備されなかったことなどにより減少したものと捉えております。これらについては、第8期介護保険事業計画を策定した時点では予測ができなかったものであることからやむを得ないものというように捉えております。

また、小規模多機能型居宅介護などの施設整備が計画どおりに実施できなかったところではありますが、既存の施設サービスや居宅介護サービスの利用により利用者が希望するサービスについては提供されているものと捉えております。

次に、令和５年度の介護予防サービス費のうち、地域密着型サービス給付費の実績についてでございますが、介護予防サービスは要介護度が要支援１及び要支援２の方が対象であり、介護予防サービスのうち地域密着型サービスは介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症高齢者グループホームの３種類がございます。

地域密着型サービスの給付実績が第８期介護保険事業計画より減少した理由としては、令和４年度末で介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が１施設廃止となったことや、介護予防認知症高齢者グループホームで利用者の要介護度が上がったことにより介護予防サービスから介護サービスに移行した利用者があったこと、第８期介護保険事業計画で整備予定としていた地域密着型サービス事業所のうち介護予防小規模多機能型居宅介護を整備する予定の法人が整備を断念したことなどにより減少したものと捉えており、これらにつきましても第８期介護保険事業計画を策定した時点で予測ができなかったものであり、やむを得ない状況であると捉えてございます。

また、介護予防小規模多機能型居宅介護などの施設整備が計画どおりに実施できなかったところでございますが、先ほども申し上げましたとおり、既存の施設サービスや居宅介護サービスの利用により利用者が希望するサービスについては提供されたものと捉えているところでございます。

議長（千田恭平君） ８番、那須勇君。

８番（那須勇君） 一般質問との重複の分につきましても再度また詳しく説明いただきました。

新最終処分場の関係での住民説明会での意見に対する対応について、令和５年度に生活環境影響調査についての説明会、これにつきましては私も出席をして、住民の方々の意見につきましてもお聞きした経過がございます。今は総括質疑の場ですから一般質問のように深く質問はできませんが、住民説明会での意見、昨年度の意見に対する対応という関連づけでお話をさせていただきたいのですが、今回も財産の取得について、新最終処分場については議案が提出されていますが、議決されれば、今後は建設予定地として、建設用地として説明するという格好になると思いますが、沼倉議員の答弁にもありましたが、豪雨災害の対応については生活環境影響調査との関連がないということで、詳細設計の中で今後説明していくということですのでけれども、実際に説明する時期についてしっかり、いつなのか、御答弁をいただきたいと思いますと思いますが、お伺いをいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 説明の時期につきましては、設計の詳細設計、実施設計につきましては、生活環境影響調査の結果も踏まえた上でまとめるということでありますので、住民の皆様への説明は生活環境影響調査結果と併せて説明会を開催させていただきたいと考えております。

議長（千田恭平君） ８番、那須勇君。

８番（那須勇君） いずれ、これにつきましては一般質問と今の総括質疑の中でも話をいたしました。が、早期に説明する対応を取っていただきたいということでございます。

次に、介護予防サービスの中での地域密着型サービスの割合、５０％を下回ったということの中での答弁をいただきましたが、事業所の廃止ということを局長から答弁していただきましたけれども、１事業所の廃止という話がありましたが、令和５年度の実績の中で１事業所が廃止になっ

た経過についてお伺いをいたします。

議長（千田恭平君） 千葉事務局次長兼介護保険課長。

事務局次長兼介護保険課長（千葉信子君） 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が廃止となった理由でございますが、管理者などの人員の確保が困難であったことによるものでございます。

また、介護予防小規模多機能型居宅介護施設が整備されなかった理由でございますが、こちらについては、地域密着型サービス事業所設置候補者選考委員会が選定した法人が、物価高騰と人材不足により施設運営の見通しが立たなくなったため指定を辞退したことによるものでございます。

議長（千田恭平君） 那須勇君の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、認定第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立多数。

よって、認定第1号は、認定されました。

次に、認定第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、認定第2号は、認定されました。

議長（千田恭平君） 日程第8、議案第10号、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第10号、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、厚生労働省令の改正に伴い、条例中の引用条項及び地域包括支援センターの人員に関する基準を改めるなど、所要の改正をしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第10号、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び

運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令、令和6年厚生労働省令第61号でありまして、以下、省令と申し上げます。これが令和6年3月29日に公布され、令和6年4月1日に施行されました。

これにより、地域包括支援センター運営協議会を規定する介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)が同規則第140条の66第1号イに改正されたことから、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例において同条項を引用している地域包括支援センター運営協議会についての定義規定を改正しようとするものであります。

また、市町村は、介護保険法第115条の46第6項の規定により、条例で地域包括支援センターの職員に関する基準及び当該職員の員数の基準を定める際に従うべき基準・参酌すべき基準を定めるものであることから、省令の改正内容により、一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例について改正しようとするものであります。

改正内容について説明を申し上げます。

議案の1ページを御覧願います。

第1条は、一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の第14条第1号中、地域包括支援センター運営協議会を規定する引用条項を改正し、第140条の66第1号ロ(2)を第140条の66第1号イに改正するものであります。

議案の2ページを御覧願います。

第2条は、一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

同条例第2条では、同様に第140条の66第1号ロ(2)を第140条の66第1号イに改正するものであります。

同条例第3条第1項及び第2項では、人員に関する基準について、地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化が図られたことから改正するものであります。

第1項では、地域包括支援センターの3職種、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員でそれぞれ準ずる者を含みますが、それらの職員は、現在の配置基準では専従常勤であります。当該地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する常勤換算方法によることができることとするものであります。

議案の3ページを御覧願います。

第3条第1項第3号では、主任介護支援専門員を規定する引用条項を現在の介護保険法施行規則の条項に改正するものであります。

第3条第2項では、地域包括支援センターの職員の人数は地域包括支援センターごとの第1号被保険者数に応じて定められておりますが、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの

第1号被保険者数を合算した数に応じて職員を配置することができることとするものであります。

この場合において、1つの地域包括支援センターには3職種のうち、いずれか2以上の常勤の職員を配置することとするものであります。

第3条第3項では、第3条第2項の追加に伴い引用条項を改正するものであります。

議案の4ページを御覧願います。

附則についてであります、施行期日を公布の日からとするものであります。

議案第10号の補足説明は以上であります。

よろしくお願いいたします。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） それでは、議案第10号のうち第2条の一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、まずお尋ねいたします。これは必ず改正しなければならないものかをお尋ねいたします。

次に、一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例第3条の地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときとあるが、これは具体のケースについてお尋ねします。

3つ目は、同条3条の人員に関する基準の常勤換算方法の具体の内容をお尋ねします。

4つ目は、第3条第2項の具体の内容についてお尋ねいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります、まず改正が必要かということであり、介護保険法第115条の46第6項に規定する、市町村が条例を定めるに当たって従うべき地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準、これが改正されたということですので、この基準に従って地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例を改正する必要があるものでございます。

次に、改正後の一関地区広域行政組合地域包括支援センターの人員に関する基準を定める条例、以下、改正条例と申し上げます、第3条の地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができる場合ということについてありますが、まず常勤換算とは、事業所における平均的な勤務人数を表し、勤務しているのが実質的に何人かを示すもので、常勤と非常勤の分類に基づいて行われ、常勤の職員を1.0人として、ほかの勤務形態の職員が常勤職員何人分に該当するかを計算する方法であります。

地域包括支援センターの職員の配置基準については、人員確保が困難となっている状況を踏まえ、これを緩和するために改正が行われたものであり、これまで地域包括支援センターが担当する生活圏域の第1号被保険者数が3,000人以上6,000未満である場合は、地域包括支援センターには保健師、その他これに準ずる者、社会福祉士、その他これに準ずる者、主任介護支援専門員、その他これに準ずる者という3職種を専従かつ常勤の職員としてそれぞれ1人ずつ配置しなければならないとされておりましたが、引き続きこれを原則とした上で常勤換算方法によることがで

きることとされたものであります。

今回の改正により、例えば必要な人員に欠員が生じ、その欠員に対して常勤の職員を雇用することは難しいが、同じ職種の非常勤の職員であれば複数人雇用することができる場合で、常勤換算方法で1.0人以上になるため非常勤でも雇用が認められるようになるといったことが考えられます。

この常勤換算方法の具体的な例であります。例えば常勤職員が勤務すべき時間が週40時間である地域包括支援センターにおいて、常勤職員のうち1人に欠員が生じ、同じ職種の常勤職員の雇用が難しい場合、欠員の職員と同じ職種である週24時間勤務する非常勤職員1人と週16時間勤務する非常勤職員1人の2人を雇用することで週40時間勤務する常勤職員を1人雇用することと同等とみなすことができるというものであります。

また、改正条例第3条第2項の具体的な内容であります。地域包括支援センター運営協議会において複数の区域を1つの区域とすることが効果的な運営に資すると認められれば、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1つの区域として、当該区域内の第1号被保険者の数に応じて必要な職員数を算定し、個々の地域包括支援センターに先ほど申し上げた保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種のうち、いずれか2職種以上の常勤の職員を配置すれば、個々の地域包括支援センターに必ず3職種全ての職員を配置しなくてもよいとするものであります。

この場合においても、配置基準は常勤換算方法で1.0人以上であれば複数の非常勤職員でも認められることとなります。

具体的な例で申し上げますと、1号被保険者数が5,800人のAという地域包括支援センターと1号被保険者数が4,200人のBという地域包括支援センターがそれぞれ担当する区域を1つの区域とする場合、1号被保険者数が合計で1万人となるため、3職種の配置基準はそれぞれ2人ずつで計6名の配置基準となりますが、業務量の違いなどがある場合には、Aの地域包括支援センターに4人、Bの地域包括支援センターに2人という人員配置を行うことができます。

ほかにも、3職種のうち新人の保健師や社会福祉士の人材育成を行う場合に、Aの地域包括支援センターに保健師2人と主任介護支援専門員を1人配置し、Bの地域包括支援センターに社会福祉士2人と主任介護支援専門員を1人配置するというような人員配置が可能となる改正内容でございます。

議 長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 再度お尋ねいたします。

これを最大限活用した場合、専門の3職種は減らせることができるのでしょうか。それと、もう一つは、第3条第1項にある専ら職務に従事する常勤の職員の充足率についてですが、これはきちんと今充足されているのかお尋ねいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） この改正により職員を減らすことができるかというお尋ねであります。基準については変更がございませんので、配置すべき人数というものは変わりございません。ただ、常勤換算ということで専従常勤が非常勤の方が複数で1人分でもいいと、また、複数の地域包括支援センターの中で人の配置を変えることができるというような内容でありますので、総体の人数が減るというようなものではないと捉えております。

現在の地域包括支援センターについては、全て人員は充足しているという状況であります。

議 長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） そうすると、先ほど例に挙げた週40時間の場合、欠員が出た場合、1人が24時間、1人が16時間の短時間勤務職員が2人で合わせて週40時間というように可能だというお話がありましたが、これは意図的に、恣意的に使うとフルタイムの職員ではなくて短時間勤務の職員を2人雇用するということもできるのでしょうか、お尋ねします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 恣意的という部分についてはお答えができかねるところではありますが、制度とすれば、常勤の雇用が難しいということであれば非常勤の方複数人でも認められるということですので、それは法人の中でどのような運営を考えていくかという部分で、その考えによる部分は多少あるかと考えております。

議 長（千田恭平君） 齋藤禎弘君の質疑を終わります。

議 長（千田恭平君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第10号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議 長（千田恭平君） 日程第9、議案第11号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）、及び日程第10、議案第12号、令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第11号、令和6年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、放射性物質汚染廃棄物処理事業費の追加及び令和5年度決算剰余金の計上など、所要の補正をしようとするものであります。

1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は2億1,204万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億165万7,000円といたしました。

2ページをお開き願います。

歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、総務費2億1,183万3,000円、衛生費21万5,000円を増額いたしました。また、歳入につきましては、国庫支出金21万5,000円、財産収入33万2,000円、繰越金2億1,150万1,000円を増額いたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、3ページとなりますが、議案第12号、令和6年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、事業勘定においては、令和５年度保険給付費の精算に伴う国県支出金の返還金及び令和５年度決算剰余金の計上などについて、また、サービス勘定においては、令和５年度決算剰余金の計上について、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の補正額は５億４,２５４万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１６８億５,９９５万４,０００円といたしました。また、サービス勘定の歳入歳出予算の補正額は７１万３,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を３,１５６万円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第１１号、令和６年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第１号）について、補足説明を申し上げます。

まず、歳出について説明をいたします。

予算書の９ページをお開き願います。

２款１項１目総務管理費の財政調整基金積立金につきましては、令和５年度決算剰余金を積み立てるものであります。これにより、財政調整基金の令和６年度末残高は、前年度末に比べて１億１８４万円増の３億１,２２６万円ほどとなる見込みであります。

３款３項３目舞川清掃センターの放射性物質汚染廃棄物処理事業費につきましては、国の委託を受け舞川清掃センターに一時保管しております指定廃棄物のベントナイトシートについて、放射能濃度が１キログラム当たり８,０００ベクレル以下となったことから、指定廃棄物の指定解除を申請し、処分するものであります。

次に、歳入につきましては８ページとなりますが、３款１項国庫補助金、４款１項財産運用収入及び７款１項繰越金につきましては、説明しました歳出に係るものであります。

次に、議案第１２号、令和６年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第１号）について、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定の歳出について説明いたします。

予算書の１４ページをお開き願います。

４款１項１目基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、令和５年度保険給付費などの精算により生じた保険料などを積み立てるものであります。これにより、介護給付費準備基金の令和６年度末残高は、前年度末に比べて１,４７９万円増の８億６,６９３万円ほどとなる見込みであります。

６款１項１目の諸支出金の介護給付費負担金等精算返還金、地域支援事業交付金精算返還金、保険料軽減強化分担金精算返還金、介護保険事業費補助金精算返還金及び事務費分担金精算返還金につきましては、令和５年度保険給付費及び地域支援事業費などの精算により生じた国県支出金及び構成市町分担金を返還するものであります。

過年度保険料還付金につきましては、過年度の保険料の還付金が見込みより多かったものであります。

次に、歳入について説明をいたします。

戻りまして、１２ページをお開き願います。

５款１項支払基金交付金及び７款１項財産運用収入につきましては、説明いたしました歳出に係るものであります。

１３ページとなりますが、８款２項サービス勘定繰入金につきましては、サービス勘定の令和５

年度決算剰余金に繰り入れるものであります。

9 款 1 項繰越金につきましては、令和 5 年度決算剰余金であります。

次に、サービス勘定の歳出について説明いたします。

18 ページをお開き願います。

2 款 1 項 1 目事業勘定繰出金につきましては、令和 5 年度決算剰余金を事業勘定に繰り出すものであります。

歳入についてであります。2 款 1 項繰越金につきましては、令和 5 年度決算剰余金を計上するものであります。

議案第 11 号及び議案第 12 号の補足説明は以上であります。

よろしくお願い申し上げます。

議 長（千田恭平君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は、個別に行います。

初めに、議案第 11 号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

議 長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

議 長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

議 長（千田恭平君） 日程第 11、議案第 13 号、財産の取得についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第 13 号、財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、一般廃棄物最終処分場の建設用地とするため、千厩町千厩字北ノ沢 197 番のほか 33 筆の土地 13 万 26.28 平方メートルを 18 人の所有者から 5,245 万 3,759 円で取得しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第 13 号、財産の取得について、補足説明を申し上げます。

本案は、新たな一般廃棄物最終処分場の整備を行うため、現在候補地としている千厩町千厩字北ノ沢地内の土地を建設予定地として取得しようとするものであります。

当該地については、平成30年3月から専門家7人による一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会を設置して候補地選定を開始し、令和元年10月に候補地を4か所に絞り込み、令和2年11月に構成市町及び組合の職員で構成する一般廃棄物処理施設整備検討委員会において候補地を千厩字北ノ沢ほかの1か所に絞り込みをしたところであります。

一般廃棄物最終処分場の整備については、これまでどなたでも参加いただける住民説明会や候補地周辺自治会の範囲を対象とした建設候補地周辺自治会説明会、土地所有者を対象とした土地所有者説明会などを開催し、候補地の絞り込みや施設整備の内容について説明してまいりました。

令和6年度予算において土地取得に係る予算を議決いただいたことから、今年度に入り土地所有者19人に土地取得の申出を行い、協議が整った方から順次土地取得に係る仮契約を締結したところであり、9月20日までに土地所有者全員との仮契約が完了したことから、財産の取得議案について送付をさせていただいたところでしたが、10月15日に土地所有者1名から土地売買契約解約届が当組合に郵送されたことを受け、その後、御本人が差し出したことが確認できたことから、その意向を踏まえ当該土地を除いた議案とさせていただいたものであります。

なお、申出のあった土地所有者とは引き続き話し合いを行いたいと考えているところでございます。

議案書を御覧願います。

2の取得の相手方ではありますが、記載の個人17人と一関市であります。

3の土地の所在、種別及び数量ではありますが、土地の所在及び地目は記載のとおりであり、筆数は34筆、面積は13万26.26平方メートルであります。

この面積については、土地1筆全部を取得しようとするものは登記簿の面積とし、土地1筆の一部を取得しようとするもの及び法定外公共物、いわゆる青線、赤線については、取得面積を実測する必要があったことから実測による面積としております。

土地の現状は山林のほか、田、原野、公衆用道路、用悪水路で構成されております。

4の取得価格は5,245万3,759円であります。

この取得価格については、不動産鑑定評価を基本に土地所有者と組合で合意した価格及び一関市から払下げとして提示された価格によるものであります。

参考資料ナンバー1を御覧願います。

参考資料ナンバー1は財産の取得の目的について記載したものであり、一関市千厩町千厩字北ノ沢197番のほか33筆の土地を18人の所有者から取得しようとするものであります。

参考資料ナンバー2ではありますが、こちらは位置図であります。

取得しようとする土地は、市道構井田鳥羽線沿いから南に向かう谷地形の位置にあります。

参考資料ナンバー3は所在図ではありますが、取得しようとする土地は図面に網かけをした部分であります。

図面中央付近にある筆界未定地については、その全部が今回の施設整備に必要な土地であることから、所有者の同意を得て筆界未定地のまま取得するものであります。

なお、用地取得後は、本年度内に実施設計及び生活環境影響調査を終了し、令和7年度において岩手県へ設置届を提出、受理され次第、建設工事を行う予定としております。

施設の稼働については、令和9年度末を見込み整備を進めてまいりたいと考えております。

議案第13号の補足説明については以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

すみません、先ほど取得面積につきまして、13万26.26平方メートルと申し上げましたが、取得面積は13万26.28平方メートルでございました。訂正をお願いいたします。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） それでは、議案第13号、財産取得について質疑させていただきます。

一般質問でも取り上げましたが、議案ですので通告のとおり質疑させていただきます。

この財産取得がこの時期の提案となった理由について再度お伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 一般廃棄物最終処分場の建設用地に係る財産の取得であります。補足説明でも申し上げましたように、令和6年度の一般会計当初予算に計上した用地取得に係る予算を令和6年3月定例会において可決いただいたことから、今年度に入り土地所有者19人に土地売買の申出を行い、協議が整った方から順次土地取得に係る仮契約を締結したところでありまして、9月20日までに土地所有者全員との仮契約が完了したことから財産取得議案として送付をさせていただいたものであります。

ただ、その後、10月15日に土地所有者1名から土地売買契約解約届が当組合に郵送されたことを受け、御本人の意向を踏まえ当該土地を除いて財産取得の議案として提出させていただいたものであります。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 予算が議決され、さらには所有者との仮契約を結べたというところでこの時期の提案となったという説明がございました。これはその所有者との契約の関係でいけばそのとおりかもしれません。やはり組合行政としてこの最終処分場の取得に関しては住民理解を得て進めていく、そして生活環境影響調査も終わり、住民説明を行って理解も得ていくような取組をしていくという今後の話もございました。ですが私は、生活環境影響調査が終わっていない、住民説明会も行われていない中で、なぜこのような時期の提案となったのかということがとても不思議で、分からなかったため質疑させていただきました。やはり住民理解は進んでいないと組合でも言っているわけですから、今の時期の提案となるわけがないと思うのですが、再度お考えをお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 仮契約の性質ということもございしますが、仮契約については議会の承認が必要な契約、仮の契約ということで地権者と取り交わしをするものであります。

この仮契約については、組合の当局とすれば、仮契約をしたら速やかに議会に対して契約議案として提案することが求められていると言われてございます。そういうことから、仮契約が全員整ったという状況でありますので、直近でありますこの定例会に提案をさせていただいたということでございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 仮契約を結んで速やかに議会で通さなければいけないという答弁がございましたけれども、やはり今までの流れから言っても住民理解が進んでいない、その中で用地取得というものは住民の声を無にする提案だと私は考えます。ですので、賛成できないという立場で質疑をさせていただきましたので、今後もこの件に関しては賛成できないという立場で御理解ください。以上です。

議長（千田恭平君） 千葉栄生君の質疑を終わります。

5 番、菅原行奈君。

5 番（菅原行奈君） 私からも反対の立場から質疑させていただきます。

私もこの19人の所有者が18人に変更になったと、1名が仮契約を取り下げたということは、私自身もその住民、そして住民訴訟が起こっている中で取り下げられたということに関連があると感じております。また、この住民合意が得られていないということを残念に思っております。このことに関して、住民訴訟とこの仮契約の1名の方の取下げということに関しての所感をお尋ねしたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 地権者の1名の方から土地売買契約解約届というものが組合に郵送されたということではありますが、基本的にはその郵送のみでこの仮契約が解除になるとか効力が無効になるというようには捉えてございません。あくまでもこの仮契約を解除するためには双方の合意が必要という考えを持ってございます。

住民訴訟と地権者との思いという部分については、直接その方からお話を伺っている部分ではございませんので、憶測でお答えするのは適切ではないと考えておりますので、答弁については控えさせていただきたいと思います。

議長（千田恭平君） 5 番、菅原行奈君。

5 番（菅原行奈君） 私は、住民合意がなされてきたのであればこの仮契約というものも、19人所有者全員からなされたのではないかというように思っております。

この方の思いというのは、直接は私も聞いてはいないのですが、以前から住民合意がなされていないというこの議会での認識の中で、どうして住民理解に関して理解を得るようなことをしてこなかったのかと、してきてはいるという当局の説明ではあるのですが、例えば説明会に私も行ってみましたが、その説明会の中では、住民の方に一方的に説明するばかりで、住民の方の思いとかそういったことを聞いているような感じが私はしませんでした。それで、その説明会の在り方に関しても、説明の仕方に関しても、その方と今後交渉するということですが、その在り方についてどのようにお考えなのかをお尋ねしたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 申出のあった方との今後のということではありますが、組合としてもこのような申出を受けたばかりでございまして、御本人の意向も改めてお伺いしながら、どのような話し合いが持たれていくのかということについてはその状況を見ながら考えていきたいと考えております。

議長（千田恭平君） 5 番、菅原行奈君。

5 番（菅原行奈君） 私はこの住民合意の決定のプロセスの中に住民が入っていなかったということが一番そもそも原因ではないかというように考えております。

地権者の方も含めて、地権者の代表なり何なりが、決定の中に住民が入っていない中で、令和2年10月に4か所から1か所に決めたということがありました。それは管理者、副管理者、それから当局の幹部の方々が4か所から1か所に決めたというプロセスがありました。私はその部分が大変不透明だったのではないかと、ずっと掘り下げて見たところ不透明だったのではないかとこのように思っております。その決定プロセスの中に住民が入っていなかったということに関して御意見を頂戴したいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 候補地選定のプロセスで住民が入っていなかったというお話ではありますが、候補地選定の中でその都度説明会なり住民の皆様にお知らせをし、意見を頂戴しながら進めてきてございますので、我々としたしましてはプロセスに住民が入っていなかったというような認識はございません。住民の方と一緒に進めてきたというような認識でございます。

議長（千田恭平君） 菅原行奈君の質疑を終わります。

3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 今回の質疑は、通告はしておりませんが、通告以降にこういった訂正事項があり、議会運営委員会のほうで質疑をすることについて了承されていますので、質疑をさせていただきますと思います。

私からは、4 点伺います。

まず大きいことで訂正されている部分に関しても先ほど説明いただきましたので、それについても含めた質疑をしたいと思いますが、今回のこの 1 か所、解約届が出されたわけではありますが、今後の施設整備計画に影響があるのかどうかというのが 1 点目です。

2 点目は、具体的に計画の中では 1 期埋立て 15 年、2 期目が 10 年ということで、15 年やった後にさらに 10 年分を途中でまた建設する計画だと思うのですが、今回その解約届を出された方はその 1 期分の範囲なのか、もしくは 2 期分の範囲なのか、どちらなのかをお尋ねいたします。

3 点目は、先ほど同僚議員への説明にも少しありましたが、先ほどの答弁では、解約届が出されたからといって無効ではないという捉え方をされているということですが、具体的にこの方と今後、どのように対応しようとしているのかというのが 3 点目です。

4 点目ですけれども、私も今回の議案が出されて解約届があつて訂正になっていることに驚いているのですが、この仮契約の部分に関して、今回その議案に対して仮に可決をされた場合でも、例えば、今後解約届が出された場合には、クーリングオフであったりとか制度的な問題もあるかと思いますが、どのような取扱いになるのか、そもそもできるのかできないのかという制度の問題について確認をしたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、今回申出のあった方の土地が 1 期分か 2 期分かという範囲の部分になりますが、位置的には 2 期の部分になる土地であります。そういうことでありますので、整備計画に対する影響は、当初から 1 期工事の整備を行い、2 期工事の整備については後年度行う予定としてございますので、当面の施設整備のスケジュールには、現時点では影響がなく進められるものと考えております。

また、申出のあった方への今後の対応ということですが、先ほど話合いを持っていきたいと考えておりますというように申し上げたところでありますが、具体的にどのようにということはまだございません。いずれ、申出のあった方のお話を改めて伺うということが必要なのかというように思っております。

また、もう一つは、仮契約が議決になった後に同様の申出があった場合ということでありますが、現時点では仮契約、内容についてお互いに合意をしているという形ではあり、契約として成立するというものでありますので、基本的には法的には一方的な申出により契約が解除できるというものではないと捉えております。

議長（千田恭平君） 3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 全ての質問についての答弁は理解いたしました。トータルして、私からこの議会の中で確認をしたいと思いますが、今回の議案が通った場合には、現在は候補地になっているわけですが、それが予定地という言葉の使い方、定義の使い方が変更になるのか、今回の議案に対して変更になるのかどうかをお尋ねいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） これまでの弥栄の新処理施設においても同様でありましたが、用地を取得するまでは候補地という言い方をさせていただいておりました。用地を組合で取得した後については、建設予定地という表現で今後お話をさせていただく、議決をいただければそのようにさせていただきたいと考えております。

議長（千田恭平君） 3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 仮の話なので可決されればの話になりますが、そういった言葉の使い方も、説明会の際に、経過が段階的に変わっていることですので、それについてもきちんと説明の中に入れていただいて、住民合意に向けてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

議長（千田恭平君） 岩渕典仁君の質疑を終わります。

8 番、那須勇君。

8 番（那須勇君） 契約解約届が郵送されたという理由を説明いただきましたが、解約届自体はこの議場で示されておりませんが、解約届の中に、解約する理由があるのかと思いますが、その理由について、やはり議会でのこういった重要な案件でございますから、報告をしていただきたいということで、解約した理由についてお伺いいたしますし、先ほど来から、今の段階では候補地という中で、今岩渕典仁議員からの質疑でもありましたが、議会での議決イコール本契約というような理解をしておりますが、その辺についても、仮契約の議決に対する本契約の時期というのは、今回議決になった日とイコールでいいのか、以上の2点について確認をさせていただきます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 申出のありました解約届につきましては、管理者宛てにいただいたもので、差し出した方も、基本的には公表される前提で出していないと考えてございます。そのようなことでありますので、公開の場であります議場でお示しするのは適当ではないと判断をさせていただきます。

また、仮契約が本契約となる時期であります。仮契約の中で、この内容が可決された時点で本契約となるという文言を入れてございますので、可決いただいた時点で本契約になるという取扱いとなります。

議長（千田恭平君） 那須勇君の質疑を終わります。

13 番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 私からも何点か質疑したいと思います。

本案は上程前に変更が出てきたという大変珍しい内容の議案でございます。

まず、先ほど面積の根拠が示されましたけれども、確認したいのは、この中には、山林で小数点以下の面積を示しているのが何筆あるわけですが、通常は宅地であれば小数点以下の面積が登記簿に載っていますが、山林で小数点以下というのは登記簿上あり得ないのではないかと思いますけれども、これで間違いはないかお伺いします。

それから、もう1点は、用地交渉をめぐっては、先ほど一般質問でも様々質問がありまして、

担当の方は苦勞したのではないかと思いますけれども、その用地交渉の中で、仮契約をした方に対し、仮契約を解除するとペナルティーがありますよということを含めて交渉した経過がないかどうかお聞きします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、取得用地の山林で、小数点以下があるものということですが、所在のところで地番の一部という表記をさせていただいておりますが、その筆全筆ではなく分筆をして取得する土地ということで、そちらにつきましては登記簿面積では確認できませんので、実測をして取得面積を出したということで小数点以下が表示されているものでございます。

ただ、登記する際には小数点以下は表示されませんので登記簿上は出てまいりませんが、実測をしたということですので、契約の中ではうたっているものであります。

また、仮契約を解除した際のペナルティーということではありますが、特に仮契約書の中ではそのようなことはうたっていないので、解除によるペナルティーというものは想定しているものはございません。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 山林を実際に登記する場合は、この小数点以下がなくなるという答弁でございしますが、そうすると、実際購入した面積と、登記する面積で差が出てくるという内容になるかと思いますけれども、それについてはあとで見た場合には問題が生じないかどうか、もう一回確認したいと思います。

それから、仮契約を解除した場合のペナルティーということに関しまして質疑しますけれども、用地交渉の中で、そういう意向を示された方に、解約すると契約金額の3倍のペナルティーがありますということ交渉しながら、用地の交渉に当たったというお話も聞いていますけれども、いろいろな用地の必要性を含めて交渉するのはいいのですけれども、そういう誤った内容での交渉というのは非常に問題が大きいのではないかと思います。そのような前提でやむを得なく仮契約をした、あるいは仮契約を解除したいけれども、なかなかそういう話があったので解除できないのだという話もあるわけですが、その辺は大変大事な内容ですので、もう一回確認したいと思います。

それから、先ほど同僚議員が質疑しましたが、これは特約事項つきの契約だと、要するに議決をもらって本契約になると、したがって、今日の議決があれば本契約になるのだという捉え方で今日のこの議会の議決が大変重要な意味を持つと思うのですが、そういう捉え方でよろしいかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） ただいまの議員の質疑の内容に今後正確に答えていくためにも、ここで反問権の行使をお願いしたいと思います。

議長（千田恭平君） 許可します。

副管理者（石川隆明君） ただいま沼倉議員のほうから、交渉の段階でペナルティー3倍というような具体的な話を受けたということがありますが、その真意をお伺いしたいと思います。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） いずれ、用地の関係者について、直接ではないですが、そういうお話があって非常に大変な選択をして苦勞されているというお話を聞いております。それにつきましては、そういう中身は具体的に申し上げることはできませんけれども、そういう経過を踏まえて

今質問したわけです。

議長（千田恭平君） 石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） それを踏まえた、ただいまの質問の構成でありますので、その部分について、なかなか特定できない内容を当局側がお答えすることはなかなか厳しいというよりも難しいことだというように考えますので、その部分を除いた形で今の質問についてはお答えしたいと思います。

事務局長からお答えいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず1点目の取得面積の小数点以下の部分について、登記をした際に取得面積と異なることが後々支障が出てくるのではないかと1点目の質問でございますが、これについては議案の中でも明確に数字を出してございますし、そのような登記の性質ということもございますので、確認をすれば後ほど問題になるというものは生じてこないと考えてございます。

3点目の特約の契約ということでもいいのかという質疑でございますが、基本的には仮契約ということでございますが、これについては可決をいただいた際に本契約となるという双方の合意という位置づけといわれてございます。この契約については議会の可決がなければ契約としての効力が生じないというものでありますので、特約付きの契約という性質のものではないといわれてございます。ただ、双方、可決となればこの内容について承諾するという合意については成立しているという意味でありますので、なかなか難しいところではありますが、特約付きの契約という意味合いではなく、可決をいただいたらこの契約の効力を生じるという合意を得ているというような段階と考えてございます。いずれ、そのようなことでありますので、この議案に対して可決をいただければその時点で契約が成立するというような内容でございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 2つ目の用地交渉をめぐる内容については、先ほど反問権で逆質問がありましたけれども、私も直接ではないし、個人のお名前を出す、そういうことはありませんが、お聞きしたいのは、仮契約を解除した場合はそういう3倍のペナルティーがあるのだということは事実なのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 仮契約を結ぶ際には相手方とこの内容について了解するということで双方合意をして記名押印をいただいておりますので、その時点で解約をしたらどうだというようなことについては話題に上げてございません。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第13号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(千田恭平君) 起立多数。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長(千田恭平君) 日程第12、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員の派遣については、会議規則第150条の規定により、お手元に配付の議員派遣書のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(千田恭平君) 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の議員派遣書のとおり議員を派遣することに決定しました。

議長(千田恭平君) 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議長(千田恭平君) 管理者より発言の申出がありますので、これを許します。

佐藤管理者。

管理者(佐藤善仁君) 第56回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和5年度決算並びに令和6年度補正予算等の議案につきまして、慎重なる御審議を賜りましたことに対しまして、御礼を申し上げます。

私は、決算は組合運営に対する評価が問われるもので、大変重要なものであると認識をしております。

令和5年度においても、一関市及び平泉町が当組合において共同処理することとした一般廃棄物処理並びに介護保険等の事務について、構成市町と連携しながら実施をまいりました。

一般廃棄物処理においては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、新リサイクル施設及び新最終処分場の整備に向けた取組、介護保険においては、高齢化に伴い増加している要介護者の適切で円滑な認定及び保険給付等により、介護サービスの推進を図ってきたところであります。

本日、ここにその取組の成果である決算につきまして、議会の認定をいただきましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

本定例会で賜りました一般廃棄物処理、介護保険事業に対する貴重な御意見、御提言につきましては、しっかりと受け止め、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位の一層の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、第56回定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(千田恭平君) 第56回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、令和5年度一般会計及び介護保険特別会計決算など、当局提案8件の議案について、終始慎重かつ熱心に審議をいただき、全ての議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位の御協力と、管理者をはじめ職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より御礼を申し上げる次第であります。

また、議員各位におかれましては、一般質問、議案審議を通じて直面する課題について当局の考えをただし、議論を深めていただいたところであり、各議員から開陳されました提言等につい

ては、今後の広域行政組合運営において十分に重きを置かれ、取り組まれますよう望むものであります。

広域行政組合の業務は衛生事業、介護保険事業いずれも住民生活に密着しているからこそ、市民、町民皆様の御理解、御協力が不可欠であり、組合当局とともに我々議員も説明責任を果たしていくことが必要であります。

廃棄物処理施設などの衛生事務及び介護保険事業にありましては、喫緊に取り組むべき課題が山積しているところであり、市民、町民の福祉増進のため、組合当局のさらなる御尽力をお願いしますとともに、議会としましても、今後一層、努力してまいらなければならないと思うところであります。

結びに、今議会の運営に御尽力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に感謝を申し上げ、挨拶といたします。

議長（千田恭平君） 以上をもって、第56回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉 会 午後5時31分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 千 田 恭 平

一関地区広域行政組合議会議員 岩 渕 典 仁

一関地区広域行政組合議会議員 千 葉 大 作